

官報

號外 昭和六年三月十五日

○第五十九回 帝國議會 衆議院議事速記錄第二十七號

昭和六年三月十四日(土曜日)

午後二時七分開議

議事日程 第二十六號

昭和六年三月十四日

午後一時開議

- 第一 昭和六年度各特別會計歳入歳出豫算案(貴族院回付)
- 第二 製鐵業獎勵法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第三 重要産業ノ統制ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第四 家祿賞典給與未済ニ關スル法律案(末松樞一郎君外四名提出) 第一讀會
- 第五 鑛業法中改正法律案(丹下茂十郎君外一名提出) 第一讀會
- 第六 度量衡法中改正法律案(一松定吉君提出) 第一讀會
- 第七 計量士法案(一松定吉君提出) 第一讀會
- 第八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(長尾半平君外二十四名提出) 第一讀會
- 第九 恩給法中改正法律案(山下谷次君外一名提出) 第一讀會
- 第十 刑事訴訟法中改正法律案(一松定吉君外四名提出) 第一讀會
- 第十一 刑事訴訟法中改正法律案(長谷川陸郎君外二名提出) 第一讀會
- 第十二 刑事訴訟法中改正法律案(小林錦君外一名提出) 第一讀會

- 第十三 利息制限法中改正法律案(一松定吉君外四名提出) 第一讀會
- 第十四 利息制限法中改正法律案(原夫次郎君外三名提出) 第一讀會
- 第十五 民事訴訟法中改正法律案(村岡吾一君外三名提出) 第一讀會
- 第十六 航空法中改正法律案(永田良吉君提出) 第一讀會
- 第十七 河川法中改正法律案(山耕儀重君外五名提出) 第一讀會
- 第十八 借地借家調停法中改正法律案(小久江美代吉君外二名提出) 第一讀會
- 第十九 借家法中改正法律案(小久江美代吉君外二名提出) 第一讀會
- 第二十 六大都市ニ關スル法律案(森田茂君外十八名提出) 第一讀會
- 第二十一 産業組合中央金庫法中改正法律案(由谷義治君外十四名提出) 第一讀會
- 第二十二 産業組合中央金庫法中改正法律案(岸田正記君外二名提出) 第一讀會
- 第二十三 癩兵優遇ニ關スル法律案(一松定吉君外一名提出) 第一讀會
- 第二十四 司法代書人法中改正法律案(斯波貞吉君外一名提出) 第一讀會
- 第二十五 農會法中改正法律案(牛場清次郎君外三名提出) 第一讀會
- 第二十六 農會法中改正法律案(末松樞一郎君外十二名提出) 第一讀會
- 第二十七 耕地整理法中改正法律案(牛場清次郎君外三名提出) 第一讀會

- 第二十八 耕地整理法中改正法律案(栗原彦三郎君外九名提出) 第一讀會
- 第二十九 酒造稅法中改正法律案(古島義英君外一名提出) 第一讀會
- 第三十 酒造稅法中改正法律案(永田良吉君外四名提出) 第一讀會
- 第三十一 道路維持修繕費負擔者負擔法案(栗原彦三郎君提出) 第一讀會
- 第三十二 穀類搗製粉取締法案(大竹貫一君外四名提出) 第一讀會
- 第三十三 私立子ノ名稱ニ關スル法律案(一松定吉君外六名提出) 第一讀會
- 第三十四 負債整理組合法案(土井權大君外三名提出) 第一讀會
- 第三十五 産業組合法中改正法律案(土井權大君外三名提出) 第一讀會
- 第三十六 農工銀行法中改正法律案(土井權大君外三名提出) 第一讀會
- 第三十七 日本勸業銀行法中改正法律案(土井權大君外三名提出) 第一讀會
- 第三十八 北海道拓殖銀行法中改正法律案(土井權大君提出) 第一讀會
- 第三十九 米穀需給法案(土井權大君外三名提出) 第一讀會
- 第四十 米穀需給特別會計法案(土井權大君外三名提出) 第一讀會
- 第四十一 計理士法中改正法律案(定縣門次郎君外二名提出) 第一讀會
- 第四十二 無盡業法中改正法律案(松田正一君外二名提出) 第一讀會
- 第四十三 古物商取締法中改正法律案(石原善三郎君外二名提出) 第一讀會
- 第四十四 身元保證ニ關スル法律案(一松定吉君外三名提出) 第一讀會
- 第四十五 辨理士法中改正法律案(名川侃市君外四名提出) 第一讀會
- 第四十六 大日本帝國國旗法案(石原善三郎君提出) 第一讀會
- 第四十七 大正十五年法律第五十二號中改正法律案(土地區劃整理ニ伴フ

- 清算金等ニ關スル件)(安藤正純君外三十八名提出) 第一讀會
- 第四十八 震災ニ因ル土地區劃整理施行地區内ノ假建築著手期限變更ニ關スル法律案(戶井嘉作君外三十八名提出) 第一讀會
- 第四十九 產師法案(土屋清三郎君外十二名提出) 第一讀會
- 第五十 商工會議所法中改正法律案(山耕儀重君外二名提出) 第一讀會
- 第五十一 農會法中改正法律案(山耕儀重君外二名提出) 第一讀會
- 第五十二 水產會法中改正法律案(山耕儀重君外二名提出) 第一讀會
- 第五十三 畜產組合法中改正法律案(山耕儀重君外二名提出) 第一讀會
- 第五十四 土地質賃價格調查委員會法中改正法律案(山耕儀重君外二名提出) 第一讀會
- 第五十五 所得稅法中改正法律案(山耕儀重君外二名提出) 第一讀會
- 第五十六 建築設計監督士法案(小西和君外六名提出) 第一讀會
- 第五十七 牧野法案(八田宗吉君外四名提出) 第一讀會
- 第五十八 牧野法案(山内亮君外三名提出) 第一讀會
- 第五十九 出版權法案(山耕儀重君外四名提出) 第一讀會
- 第六十 關稅定率法中改正法律案(川島正次郎君外九名提出) 第一讀會
- 第六十一 關稅定率法中改正法律案(本田恒之君外五名提出) 第一讀會
- 第六十二 關稅定率法中改正法律案(淺川浩君外四名提出) 第一讀會
- 第六十三 銀行法中改正法律案(堤康次郎君外十名提出) 第一讀會
- 第六十四 保稅工場法中改正法律案(末松樞一郎君外五名提出) 第一讀會

第六十五 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案 (庄晉太郎君外五名提出) 第一讀會

第六十六 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案 (鶴澤宇八君外五名提出) 第一讀會

第六十七 日本勸業銀行法中改正法律案 (氏家清君外四名提出) 第一讀會

第六十八 日本興業銀行法中改正法律案 (鍋木忠正君外四名提出) 第一讀會

第六十九 農工銀行法中改正法律案 (氏家清君外四名提出) 第一讀會

第七十 養蠶業安定融資補償法案 (小山邦太郎君外二十三名提出) 第一讀會

第七十一 違警罪即決例法中改正法律案 (二松定吉外三名提出) 第一讀會

第七十二 養蠶業安定融資補償法案 (小山邦太郎君外二十三名提出) 第一讀會

第七十三 養蠶業安定融資補償法案 (小山邦太郎君外二十三名提出) 第一讀會

第七十四 養蠶業安定融資補償法案 (小山邦太郎君外二十三名提出) 第一讀會

第七十五 養蠶業安定融資補償法案 (小山邦太郎君外二十三名提出) 第一讀會

第七十六 養蠶業安定融資補償法案 (小山邦太郎君外二十三名提出) 第一讀會

第七十七 養蠶業安定融資補償法案 (小山邦太郎君外二十三名提出) 第一讀會

第七十八 養蠶業安定融資補償法案 (小山邦太郎君外二十三名提出) 第一讀會

第七十九 養蠶業安定融資補償法案 (小山邦太郎君外二十三名提出) 第一讀會

第八十 養蠶業安定融資補償法案 (小山邦太郎君外二十三名提出) 第一讀會

第八十一 養蠶業安定融資補償法案 (小山邦太郎君外二十三名提出) 第一讀會

第八十二 養蠶業安定融資補償法案 (小山邦太郎君外二十三名提出) 第一讀會

第八十三 養蠶業安定融資補償法案 (小山邦太郎君外二十三名提出) 第一讀會

第八 (特別報告第一〇號) 地久節ヲ國家ノ祝日ト爲スノ請願 (委員長報告)

第九 (特別報告第一一號) 官公吏ノ減俸ニ關スル請願外十件 (委員長報告)

第十 (特別報告第一五號) 舊藩負債償還處分未済ノ分ニ對シ補償交付ノ請願 (委員長報告)

第十一 (特別報告第一六號) 貯蓄銀行カ預ケ入レタル預金ニ對スル所得稅及資本利子稅免除ノ請願 (委員長報告)

第十二 (特別報告第一七號) 農家ノ負擔輕減ニ關スル請願 (委員長報告)

第十三 (特別報告第一九號) 佐伯稅務署復活ノ請願 (委員長報告)

第十四 (特別報告第二〇號) 東亞保民會設立ニ關シ國家の授助ノ請願 (委員長報告)

第十五 (特別報告第二二號) 伊勢神宮御料田ノ恢弘ニ關スル請願 (委員長報告)

第十六 (特別報告第二三號) 烏見靈時址保存顯彰ニ關スル請願 (委員長報告)

第十七 (特別報告第二四號) 土津神社ヲ別格官幣社ニ昇格ノ請願 (委員長報告)

第十八 (特別報告第二五號) 冷泉神社創建ノ請願 (委員長報告)

第十九 (特別報告第二六號) 婦人ニ衆議院議員選舉權及被選舉權付與ノ請願外七件 (委員長報告)

第二十 (特別報告第二七號) 天橋立ヲ國立公園ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第二十一 (特別報告第三一號) 御堂影取取扱締法制定ニ關スル請願 (委員長報告)

第二十二 (特別報告第三四號) 夕張川治水工事速成並逆水堤防施工ノ請願 (委員長報告)

第二十三 (特別報告第三七號) 米穀及蠶絲專賣法制定ノ請願 (委員長報告)

第二十四 (特別報告第四一號) 國有林特別處分緣故特賣ノ請願 (委員長報告)

第二十五 (特別報告第四二號) 中南米地方賣藥販路擴張ニ關シ國費補助ノ請願 (委員長報告)

第二十六 (特別報告第四三號) 軍人傷痍記章令改正即行ニ關スル請願外十三件 (委員長報告)

第二十七 (特別報告第四四號) 舊軍馬補充部六原支部用地拂下ノ請願 (委員長報告)

第二十八 (特別報告第四五號) 東安居村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二十九 (特別報告第四六號) 中夜久野村ニ郵便取扱所設置ノ請願 (委員長報告)

第三十 (特別報告第四七號) 西濱村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十一 (特別報告第四八號) 長谷村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十二 (特別報告第四九號) 大内村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十三 (特別報告第五〇號) 海部村ニ電信取扱三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十四 (特別報告五一號) 山之内郵便取扱所ヲ無集配三等郵便局ニ改定ノ請願 (委員長報告)

第三十五 (特別報告五二號) 御所郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三十六 (特別報告五三號) 札鶴郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三十七 (特別報告五四號) 月形郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三十八 (特別報告五五號) 千種郵便局ニ電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三十九 (特別報告五六號) 舊韓國將校並相當官及准士官ニ扶助金下賜ノ請願 (委員長報告)

第四十 (特別報告五七號) 樺太中央橫斷鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第四十一 (特別報告五八號) 泊居港修築ノ請願 (委員長報告)

第四十二 (特別報告六〇號) 幕別村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第四十三 (特別報告六一號) 川邊町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第四十四 (特別報告六二號) 中川村字譽平ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第四十五 (特別報告六三號) 加美村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第四十六 (特別報告六四號) 師崎町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第四十七 (特別報告六五號) 財團法人日本少年指導會ニ對シ國庫ヨリ助成金下付ノ請願 (委員長報告)

第四十八 (特別報告六六號) 權利者ヲ確知スルコト能ハサル運送品寄託品ノ處分ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十九 (特別報告六七號) 長崎縣ニ高等水產教育機關設置ノ請願 (委員長報告)

第五十 (特別報告六八號) 宗教法制ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十一 (特別報告第六九號) 孝子祭
制定並孝子追賞ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十二 (特別報告第七〇號) 寺院佛
堂國有現境内地並墓地無償下戻ノ請願 (委員長報告)

第五十三 (特別報告第七一號) 落合高
梁間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第五十四 (特別報告第七二號) 雨龍美
深間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第五十五 (特別報告第七三號) 大間港
田名部驛間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第五十六 (特別報告第七四號) 伊集院
樋脇間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第五十七 (特別報告第七五號) 帖佐入
來間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第五十八 (特別報告第七七號) 須佐町
宇田鄉村間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第五十九 (特別報告第七九號) 遠別線
分岐點ヲ宗谷本線幌延驛ニ設置ノ請願 (委員長報告)

第六十 (特別報告第八〇號) 北方村宇
曾木ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第六十一 (特別報告第八一號) 茅ヶ崎
町雲雀ヶ岡ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第六十二 (特別報告第八二號) 南遊佐
村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第六十三 (特別報告第八三號) 鶴ヶ坂
信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願 (委員長報告)

第六十四 (特別報告第八四號) 石谷信
號所ヲ停車場ニ變更ノ請願 (委員長報告)

第六十五 (特別報告第八五號) 清水川
信號所ヲ停車場ニ變更ノ請願 (委員長報告)

第六十六 (特別報告第八六號) 花崗岩
石材鐵道輸送賃金半減ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十七 (特別報告第八七號) 國民負
擔ノ輕減ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十八 (特別報告第八八號) 濟生會
診療機關用地免租ノ請願 (委員長報告)

第六十九 (特別報告第八九號) 毛織物
消費稅撤廢ノ請願 (委員長報告)

第七十 (特別報告第九〇號) 再製下等
毛絹麻原料トスル織物消費稅免除
ノ請願 (委員長報告)

第七十一 (特別報告第九二號) 人造絹
絲保稅工場許可促進ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十二 (特別報告第九三號) 釜石港
開港指定並稅關官署設置ノ請願 (委員長報告)

第七十三 (特別報告第九五號) 富士山
ヲ中心トスル國立公園設定ノ請願 (委員長報告)

第七十四 (特別報告第九六號) 新聞雜
誌等ニ謹載セラルル御尊影取扱並紀
元年號西曆年號併用ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十五 (特別報告第一〇一號) 信樂
町外四箇村ニ砂防工事施行ノ請願 (委員長報告)

第七十六 (特別報告第一〇三號) 頗別
河口改修ノ請願 (委員長報告)

第七十七 (特別報告第一〇四號) 新宮
川治水工事急施ノ請願 (委員長報告)

第七十八 (特別報告第一〇五號) 江丹
別村神居村間石狩川架橋ノ請願 (委員長報告)

第七十九 (特別報告第一〇六號) 留萌
港外港海陸連絡設備施行ノ請願 (委員長報告)

第八十 (特別報告第一〇七號) 施療患
者獨立心擁護ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十一 (特別報告第一一〇號) 地方
改善育英資金增額ノ請願 (委員長報告)

第八十二 (特別報告第一一二號) 農村
救済ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十三 (特別報告第一一三號) 玄米
主食獎勵法規制定ノ請願 (委員長報告)

第八十四 (特別報告第一一六號) 漁業
遭難死亡者遺族救済法並發動機漁船
保險法制定ノ請願 (委員長報告)

第八十五 (特別報告第一一七號) 海獸
獵業者救済ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十六 (特別報告第一一八號) 枝幸
漁業組合分離ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十七 (特別報告第一二二號) 重要
物產同業組合合法改正ノ請願 (委員長報告)

第八十八 (特別報告第一二二號) 佐世
保市祇園町陸軍火藥庫移轉ニ關スル
請願 (委員長報告)

第八十九 (特別報告第一二三號) 要田
村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第九十 (特別報告第一二四號) 遙堀村
ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第九十一 (特別報告第一二五號) 良川
郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第九十二 (特別報告第一二六號) 江原
郵便取扱所昇格ノ請願 (委員長報告)

第九十三 (特別報告第一二七號) 土田
郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第九十四 (特別報告第二八號) 大社
驛前郵便局ニ電信電話事務開始ノ請
願 (委員長報告)

第九十五 (特別報告第二九號) 釧路
市ニ於ケル電燈料ノ裁定ニ關スル請
願 (委員長報告)

第九十六 (特別報告第三〇號) 樺太
眞岡町ニ電氣事業ヲ許可スルノ請願 (委員長報告)

第九十七 (特別報告第三一二號) 知取
町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第九十八 (特別報告第三一二號) 義務
教育費國庫負擔法施行ニ關スル件
中一部改正ノ請願外一件 (委員長報告)

第九十九 (特別報告第三三三號) 帝國
大學ニ皇漢醫學講座新設ノ請願 (委員長報告)

第一百 (特別報告第三三四號) 平澤東部
踏切改修ノ請願 (委員長報告)

第一百一 (特別報告第三三七號) 喜茂別
辨邊間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第一百二 (特別報告第三三九號) 德島市
北佐古町ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第一百三 (特別報告第一四〇號) 要田村
ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第一百四 (特別報告第一四一號) 咲來恩
根内間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第一百五 (特別報告第一四二號) 江丹別
村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第一百六 (特別報告第一四七號) 軍人傷
疾記章令改正即行ニ關スル請願外九
件 (委員長報告)

第一百七 (特別報告第一四八號) 煉乳原
料砂糖戻稅法中一部改正ノ請願 (委員長報告)

第一百八 (特別報告第一五〇號) 官幣大
社霧島神宮御禮遇ニ關スル請願 (委員長報告)

第百九 (特別報告第一五一號) 名寄支
廳設置ノ請願 (委員長報告)
第百十 (特別報告第一五三號) 利根川
下流沿岸逆水防除工事施行ノ請願外
一件 (委員長報告)
第百十一 (特別報告第一五四號) 中津
川改修ノ請願 (委員長報告)
第百十二 (特別報告第一五五號) 十勝
川治水工事速成ノ請願 (委員長報告)
第百十三 (特別報告第一五六號) 砂川
新十津川間石狩川架橋ノ請願 (委員長報告)
第百十四 (特別報告第一六〇號) 政府
買上米検査緩和ニ關スル請願 (委員長報告)
第百十五 (特別報告第一六一號) 久遠
村漁業組合ニ專用漁業權免許ノ請願 (委員長報告)
第百十六 (特別報告第一六二號) 水産
會法中一部改正其ノ他ニ關スル請願 (委員長報告)
第百十七 (特別報告第一六三號) 湯立
驛附近ニ無集配三等郵便局設置ノ請
願 (委員長報告)
第百十八 (特別報告第一六四號) 眞瀧
村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
第百十九 (特別報告第一六五號) 鴨庄
村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
第百二十 (特別報告第一六六號) 西谷
郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
第百二十一 (特別報告第一六七號) 相
生郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
第百二十二 (特別報告第一六八號) 鈎
郵便局ニ集配事務復活ノ請願 (委員長報告)
第百二十三 (特別報告第一六九號) 斜
古丹村ニ無線電信設置ノ請願 (委員長報告)

第百二十四 (特別報告第一七〇號) 落
石燈臺ニ霧笛施設ノ請願 (委員長報告)
第百二十五 (特別報告第一七一號) 航
空行政統一ニ關スル請願 (委員長報告)
第百二十六 (特別報告第一七二號) 樺
太久春内真經間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
第百二十七 (特別報告第一七四號) 大
倭村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
第百二十八 (特別報告第一七五號) 下
川根村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
第百二十九 (特別報告第一七六號) 土
幌村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
第百三十 (特別報告第一七七號) 豐頃
村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
第百三十一 (特別報告第一七八號) 海
老町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
第百三十二 (特別報告第一七九號) 郡
山區裁判所管轄區域擴張ノ請願 (委員長報告)
第百三十三 (特別報告第一八〇號) 深
川町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)
第百三十四 (特別報告第一八一號) 瀧
川町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)
第百三十五 (特別報告第一八二號) 福
島地方裁判所白河支部存置ニ關スル
請願 (委員長報告)
第百三十六 (特別報告第一八三號) 山
陰本線折居驛大貨物取扱ノ請願 (委員長報告)

第百三十七 (特別報告第一八六號) 桑
園鐵路間鐵道工事促進ニ關スル請願
外一件 (委員長報告)
第百三十八 (特別報告第一八八號) 仙
崎驛長門三隅驛間ヲ連絡スル迴港線
鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
第百三十九 (特別報告第一九一號) 沼
田佐久間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
第百四十 (特別報告第一九三號) 尻内
大館間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
第百四十一 (特別報告第一九四號) 砂
川瀧川間複線敷設ノ請願 (委員長報告)
第百四十二 (特別報告第一九五號) 本
輪西驛構内線路引下施工ノ請願 (委員長報告)
第百四十三 (特別報告第一九六號) 矢
神村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
第百四十四 (特別報告第一九七號) 十
六合村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
第百四十五 (特別報告第一九八號) 三
成村字堀越、矢谷方面ニ停車場設置
ノ請願 (委員長報告)
第百四十六 (特別報告第一九九號) 母
戀町ニ簡易停車場設置ノ請願 (委員長報告)
第百四十七 (特別報告第二〇〇號) 城
端白鳥間ニ自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)
第百四十八 (特別報告第二〇三號) 元
屯田兵豫備役服務期間ヲ公務員在職
年ニ通算ノ請願 (委員長報告)
第百四十九 (特別報告第二〇四號) 公
務員ノ減俸ニ關スル請願 (委員長報告)
第百五十 (特別報告第二〇七號) 軍人
傷痍記章令改正即行ニ關スル請願
外一件 (委員長報告)

第百五十一 (特別報告第二〇八號) 義
務教育費國庫負擔法施行ニ關スル件
中一部改正ノ請願外一件 (委員長報告)
○議長(藤澤義之輔君) 諸般ノ報告ヲ致サ
セマス
〔書記官朗讀〕
一昨十三日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル
左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ
通牒ヲ受領セリ
昭和六年度歳入歳出總豫算案
豫算外國庫ノ負擔ナルベキ契約ヲ爲ス
ヲ要スル件
一昨十三日貴族院ヨリ回付アリタル議案左
ノ如シ
昭和六年度各特別會計歳入歳出豫算案
一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
銀行法中改正法律案
提出者
村田虎之助君 磯部 清吉君
石井 次郎君 岩本 武助君
若宮 貞夫君 庄 晋太郎君
中野 猛雄君
上田田後藤寺間鐵道敷設ニ關スル建議案
提出者 大里廣次郎君
二瀬長尾間鐵道敷設ニ關スル建議案
提出者 大里廣次郎君
結核患者收容力増加ニ關スル建議案
提出者 志波安一郎君
大里廣次郎君
柑橋北米輸出ニ關スル建議案
提出者
山道 襄一君 武知 勇記君
木原 七郎君 村松恒一郎君
松田喜三郎君 田中 貢君
村上紋四郎君 土屋 寛君
本多眞喜雄君 古賀 政一君
長野 綱良君
(以上三月十二日提出)

渡良瀬川上流河川改良促進ニ關スル建議案

提出者

栗原彦三郎君

應兒島縣ニ國立煙草試驗場設置ニ關スル建議案

提出者

山本 實彦君

霧島山ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案

提出者

山本 實彦君

春島東四郎君

提出者

山本 實彦君

三浦 虎雄君

提出者

小村 俊一君

大牟田市ニ區裁判所設置ニ關スル建議案

提出者

岡野 龍一君

木村 義雄君

提出者

岡野 龍一君

全國町村吏員互助組合ニ關スル建議案

提出者

岡野 龍一君

松田喜三郎君

提出者

高橋 守平君

小野耕一郎君

提出者

松尾 四郎君

是尾銅山鑛煙毒ニ關スル再質問主意書
提出者 栗原彦三郎君
〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲
茲ニ掲載ス〕
一 去十二日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常
任委員左ノ如シ
第八部選出豫算委員 井上 孝哉君
一 去十二日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ
如シ
關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員
永田善三郎君 西勝 晉君
手代木隆吉君 多田 滿長君
飯塚春太郎君 松井文太郎君
前田房之助君 末松信一郎君
小野耕一郎君 高瀬 梅吉君
板谷 順助君 今井 健彦君
土倉 宗明君 岡田 忠彦君
岩本 武助君 木暮武太夫君
津崎 尙武君 村田不二三君
蠶絲業組合法案(政府提出)外一件委員
小山邦太郎君 下元鹿之助君
山本 儀重君 岡田 忠彦君
生方 大吉君 村上 國吉君
阿由葉勝作君 菅村 太事君
海老澤爲次郎君 高橋 欣哉君
青木 精一君 加藤 知正君
木村 清治君 永田 良吉君
横川 重次君 林 七六君
中野 猛雄君 鷺野米太郎君
一 去十二日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如
シ
勞働者災害扶助法案(政府提出)外二件委
員
辭任伊禮 肇君 補闕竹田 儀一君
辭任三好榮次郎君 補闕栗山資四郎君
辭任村岡 吾一君 補闕小山 令之君
辭任板谷 順助君 補闕東條 貞君
大正十三年法律第二號中改正法律案(海
軍軍備制限條約實施ノ件)(政府提出、貴
族院送付)委員

辭任古賀 政一君 補闕下元鹿之助君
辭任小野耕一郎君 補闕岡田 忠彦君
辭任川島正次郎君 補闕佐保 畢雄君
入替者職權保障法案(政府提出)外一件委
員
辭任西田 郁平君 補闕牛場清次郎君
瓦斯事業法中改正法律案(政府提出、貴族
院送付)委員
辭任佐々木芳照君 補闕永田善三郎君
電氣事業法改正法律案(政府提出)委員
辭任喜多 孝治君 補闕松山常次郎君
一 昨十三日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如
シ
第八部選出 井上 孝哉君
豫算委員 補闕 知治君(井上孝哉君
一 昨十三日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常
任委員左ノ如シ
第一部選出豫算委員 松田喜三郎君
第七部選出豫算委員 比佐 昌平君
第八部選出豫算委員 田 昌君
一 昨十三日委員長及理事互選ノ結果左ノ如
シ
關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員
委員長 永田善三郎君
理事 西勝 晉君 手代木隆吉君
多田 滿長君 岩本 武助君
津崎 尙武君
蠶絲業組合法案(政府提出)外一件委員
委員長 小山邦太郎君
理事 下元鹿之助君 山本 儀重君
錦木 忠正君 青木 精一君
一 昨十三日理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ
辯護士法中改正法律案(北浦圭太郎君外
三名提出)外二件委員
理事 楠部 荒熊君(理事服部英明君
本月三日委員辭任ニ付其ノ補
闕)

大正十三年法律第二號中改正法律案(海
軍軍備制限條約實施ノ件)(政府提出、貴
族院送付)委員
理事 水島彦一郎君(理事川島正次郎
君昨十二日委員辭任ニ付其ノ
補闕)
勞働者災害扶助法案(政府提出)外二件委
員
理事 竹田 儀一君(理事伊禮肇君昨
十二日委員辭任ニ付其ノ補
闕)
競馬法中改正法律案(政府提出)外一件委
員
理事 春島東四郎君(理事木村小左衛
門君本月十一日委員辭任ニ付
其ノ補闕)
一 昨十三日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如
シ
蠶絲業組合法案(政府提出)外一件委員
辭任錦木 忠正君 補闕高橋 守平君
自動車交通事業法案(政府提出)委員
辭任加藤鑲五郎君 補闕丹下茂十郎君
辭任松本 忠雄君 補闕栗山資四郎君
大正十三年法律第二號中改正法律案(海
軍軍備制限條約實施ノ件)(政府提出、貴
族院送付)委員
辭任下元鹿之助君 補闕深木 澤君
辭任深木 清君 補闕古賀 政一君
辯護士法中改正法律案(北浦圭太郎君外
三名提出)外二件委員
辭任仲井間宗一君 補闕小久江美代吉君
辭任小山邦太郎君 補闕小山 令之君
辭任百瀨 渡君 補闕佐藤謙之輔君
辭任生方 大吉君 補闕山内 亮君
辭任深木 清君 補闕西脇 晉君
電氣事業法改正法律案(政府提出)委員
辭任松山常次郎君 補闕喜多 孝治君
一 議長(藤澤機之輔君) 是ヨリ會議ヲ開キ
去ル七日日本會議ノ決議ニ基キマシテ、議

長ハ昨日午前十一時十分宮城ニ參内、午後二時三十分大宮御所ニ參殿、御祝詞ヲ言上致シマシタ、此段謹デ御報告致シマス(拍手起ル)

御諮り致スコトガアリマス、石塚護君病氣ニ付キ三月十四日ヨリ三月二十二日迄請暇ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナクンバ許可致シマス、議事進行ニ付テ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許可致シマス、中田驥郎君

〔中田驥郎君登壇〕

○中田驥郎君 昨ハ去ル二月十三日武蔵、森本兩代議士ノ名ニ依リマシテ提出致シテアリマス所ノ、兵役義務者及廢兵待遇審議會答申第二十一件實現ニ關スル決議案ノ上程ニ關シマシテ、議長並ニ議長ヲ通ジテ各關係國務大臣ニ質疑ヲ致シタイト思フノデアリマス、御承知ノ通り曩ニ兵役法ノ制定ニ伴ヒマシテ、一方國民ニ對シテ奉公ノ義務ヲ課シ、國民ニ特別ナル負擔ヲ爲サシムル以上ハ、當然是ガ附隨ノ觀念トシテ、是等兵役義務者及廢兵並ニ是等遺家族ニ對シマシテ、特別ナル感謝ト慰藉トヲ講ジナケレバナラヌト云フコトハ當然デアリマス、隨テ當時是ガ國論トナリ、朝野一致ノ希望ニ基キマシテ、昭和四年十一月十四日勅令第三百二十三號ニ依テ、初メテ兵役義務者及廢兵待遇審議會ノ官制ガ制定サレマシタ、去ル昭和三年十二月九日ヨリ同

五年十二月十七日迄ノ間、前後五十回ニ互リ、大小委員會ノ慎重ナル審議ヲ經、最後ノ總會ニ於キマシテ、兵役義務履行ニ基因スル所ノ失業防止外二十件ノ答申ヲ決議致シタノデアリマス(議長、ソレガ議事進行カト呼フ者アリ)兵役義務者及廢兵並ニ是ガ遺家族ノ待遇ハ、從來ノ政府當局ニ必ズシモ其施設ガナカッタデアリマセヌケ

レドモ、之ヲ歐米ノ諸國ニ比シマスト云フト、甚ダ冷遇ノ憾ミガ少クナイノデアリマス、元來一國ノ存亡ニ付キマシテハ、其原因ハ勿論國民精神ノ健全ナリヤ否ヤニ存スルノデアリマス、國防ノ安固ト否トハ、軍隊成員ノ士氣ニ依リテ定マルモノデアリマス、兵器デアルトカ、彈藥デアルトカ、要塞、艦船等ノ精銳、軍事組織ノ周密、整備、固ヨリ大事デアリマスルケレドモ、國軍ノ眞實健全ナル發達ハ、之ヲ組織セル所ノ兵員ノ精神力ガ、第一義デアルト云フコトハ申スマデモアリマセヌ(議長進行デヤナイ)〔質問ダト言テ居ルデハナイカ〕ト呼フ者アリ(私ハ質問ノ前提トシテ、議事進行ニ關シテ議長ニ質疑スル……)

○議長(藤澤幾之輔君) 中田君——只今ノ場合ハ質問ノ場合デアリマセヌ、議事進行ニ付テ要領ヲ御述べ下サイ

○中田驥郎君(續) 議事進行ニ關シテノ要領ヲ述べテ居ルノデアリマス、軍務當局ハ夙ニ茲ニ見ル所ガアリマシテ、諸君ノ宿題ヲ解決セントセルモノデアリマス、サウシテ私共ハ此二十一條條ノ答申ガ本議會ニ提出セラレベキモノデアルト考ヘテ居、タニ拘ラズ、僅ニ答申第一、入營者職業保障法案、答申第二軍事救護法ノ改正、此二件ノ外ニ答申第五、多數ノ兵役服務者ヲ出シタル家庭表彰ノ件、第十三ノ前段、一時賜金廢兵ニ軍人傷痕記章授與ノ件、第十九前段、戰傷病死者遺族ノ爲記章ノ制定ノ件、此五ツガ僅カ解決セラレタノミデアリマシテ、其餘算額ニ於キマシテモ僅ニ三萬三千九百六十六圓ノ少額ニ過ギナイノデアリマス、所ガ本審議會ノ答申ノ中ニハ頗ル重大ニシテ、忽セニスベカラザルモノガ澤山アリマス、例ヘバ答申第三、在營下士官兵ニ對スル鐵道乘車上等ノ特典付與デアリマス、斯ノ如キ問題ハ別段國家ニ損害ヲ與ヘル譯デアリマセヌ、勿論消極的ニ於

テ、幾ラカ國家ノ損害ハアルデアリマセウケレドモ、國家ノ豫算ヲ要求スルモノデアリマセヌ、ノミナラズ却テ是ガ爲ニ親族縁者等同伴者ノ乘車ヲ促ス利益ガアリマスカラシテ、在營ノ下士官兵隊ニ對シマシテ鐵道乘車券ヲ給與スル……

〔發言スル者多シ〕
○議長(藤澤幾之輔君) 中田君——中田君——今日ハ重要ナ法案モ日程ニ上テ居マスシ、其他澤山ノ日程ガアリマス……(議長橫暴)ヤレ(其他發言スル者多シ)議事進行ノ範圍デ、成タケ簡單ニ要旨ヲ御述べナサイ

○中田驥郎君(續) 右答申第三ノ外ニ……〔發言スル者多シ〕
○議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス——靜肅ニ願ヒマス

○中田驥郎君(續) 答申第三ノ外ニ、答申第十一、戰役殊勳者ノ待遇、答申第十三後段、一時賜金廢兵ニ鐵道乘車上等ノ特典付與ノ件、答申第十四、一時賜金廢兵ニ關スル恩給問題ノ件、同ジク第十五授業料減免ノ件ノ如キ、様々ノ重大且ツ緊急ナル案件ヲ殘シテ居ルノデアリマス、此重大且ツ緊急ナル案件ヲ速ニ發案シテ、此審議會ノ答申セル所ノ、二十一箇條ノ實現ニ努メラルベク政府ニ要望スル爲メ、決議案ヲ提出致シタノデアリマス、然ルニ如何ナル次第カ今日ニ至ルマデ其決議案ノ上程ヲ見ナイノデアリマス、苟モ一國存立ノ基礎タル國軍ノ根柢ノ精神問題ニ觸レ、最モ重要ナル案件デアルト考ヘル所ノ本問題ガ、今以テ政府ニ依テ考慮セラレヌト云フコトハ、實ニ吾々ノ遺憾ニ堪ヘザル所デアリマス、議長ハ速ニ曩ニ提出セル決議案ヲ一日モ早く上程セラレテ、吾々ノ希望デアル所ノ、否ナ國民ノ希望デアル所ノ、兵役義務者廢兵其他ノ者ニ對スル待遇ニ關シテ、速ニ國家意思ノ決定ヲ爲サシムベキ機會ヲ與ヘラルルヤウ、御取計アラントヲ希望スル次第

デアリマス(簡單ニ簡單ト呼フ者アリ)而シテ各國務大臣ニ對シマシテハ、例ヘバ鐵道大臣ニ、議長ヲ通ジテ御尋テ願ヒタイト思ヒマスルコトハ、在營將校並ニ下士兵卒ノ鐵道ニ對スル乘車券ノ問題ヲ如何ニ解決セラレルカ、並ニ陸軍大臣ハ二十一箇條ノ答申ニ對シテ、一日モ早く全部是ガ實現ヲ期スルコトヲ審議會ニ向テ言明モシ、且ツ誓ハレテ居ル次第デアルニ拘ラズ、今日マデ僅ニ五箇條ノ實現ヲ見タゲデアリ、其他ノ點ニ付キマシテハ、更ニ是ガ實現ニ努メラレテ居ラスヤウナ形アルコトハ、甚ダ遺憾ニ堪ヘヌデアリマス、果シテ陸軍大臣ハ本會議ニ是ガ實現ノ爲ニ努力シ、是ノ實現ヲ期スルノ御心持ガアリヤ否ヤト云フコトニ付テ承リタイノデアリマス、吾々ノ戰死者ハ——招魂社ニ祀ラレテ居ル人々ハ、護國ノ神トシテ尊敬ヲ受ケテ居リマスケレドモ、之ニ次ガ所ノ勳功者デアル吾々ノ廢兵並ニ傷病者、其遺家族等ハ、當ニ國民ノ同情ヲ寄與セラレザルノミナラズ、却テ動モスレバ輕侮ノ的トナリ、國民ヨリ輕侮セラレルト云フ傾向ニアルコトハ、實ニ吾等ノ遺憾トスル所デアリマス、死シテ歸タモノハ神ニ祀ラレ、生キテ廢兵トナタモノハ時トシテハ路傍ニ捨テラレテ、饑渴ニ苦シデ居ルト言ッタヤウナ有様デアリマス、斯様ナ重大問題ヲ一日モ早く實現スルト云フコトハ、即チ今日ノ國民精神ノ上ニ重大ナル效果ヲ齎ラスモノデアリ、我が國軍ノ將來ヲシテ、立派ニ健全ニ國家防禦ノ大任ニ當ラシメルノ根柢ヲ固ムルモノデアルト信ズルノデアリマス、此意味ニ於テ普通ノ問題トハ違ヒマシテ、此決議案ニ對シテハ特別ニ慎重ナル考慮ヲ費サレテ、一日モ早く是ガ上程ヲ御取扱ヒ遊バサレ、並ニ國務大臣ニ於キマシテハ、ソレハ其所管ノ仕事ニ付キマシテ、慎重ニ且ツ同情ヲ以テ、此實現ニ努力セラレンコトヲ望ミマシテ、私ノ議事進行ノ要領ヲ終ル次第デアリマス

○議長(藤澤幾之輔君) 中田君ニ御答致シマス、決議案上程ノ件ニ付キマシテハ、過日來屢、議長ハ此處デ言明シテ居リマス、何レ近イ中ニ上程セラレルモノト思ヒマス——大山郁夫君

○大山郁夫君

私ガ議事進行ニ關シテ發言ヲ求メタノハ、昨今新聞紙上デ非常ニ重大ナル問題トナッテ居リマス、議會内ニ於ケル速記者ノ待遇問題ニ關シテデアリマス、此問題ガ一般的ニナッタノハ本月ノ七日デアッタ、八日ノ新聞ニ於テ吾々ハ其記事ヲ見テ非常ニ驚カサレタノデアリマス、此問題コソハ其實質上並ニ形式上、議事進行ニ關スル重大ナル問題デアルト思フノデアリマス、問題ノ起リハ速記者諸君ノ過勞カラ來テ居ルノデアリマス、其後速記者諸君ハ速記機關ノ運用ニ關スル意見書ト云フモノヲ出サレタ、其中ニ其説明ヲ十分シテ居ラレ

ルノデアリマス、其説明ハ斯ウナッテ居ル「今期議會ハ開會當初議事進捗ニシテ進マザルノ傾ニアッタガ、最近重要法案相次イデ提出セラレ、本會議又ハ委員會ハ連日深更ニ及ビ、三月六日迄ノ累計會議時間ハ、第五十六議會ト比較ニ於テ實ニ約百四十時間ノ増加ヲ示シテ居ル、速記課員ノ實際執筆時間ハ前表ノ如クニ連日正味十時間ヲ超エ、過勞ノ爲メ病氣缺勤者等ヲ生ジツ、アッタガ、三月四日ヨリ俄然速記回數激増シ、六日ニ至ッテハ速記回數十二回、執筆時間二十時間ヲ要スルト云フ空前ノ「レコード」ヲ作り、夜半十二時迄執務シタルモ、尙ホ三四回分ノ反文未了ノ儘、翌日ニ持越シテ状態デアッタ爲メ、翌七日午前ニハ期セズシテ遅刻者續出、遂ニ委員會ノ開會要求ニ應ジ得ザル遺憾ノ事態ヲ惹起スルニ至ッタノデア

ル」斯ウナッテ居ルノデアリマス、サウシテ斯ウ云フ事實ニ基イテ、速記課ノ諸君ハ斯ウ云フ要求ヲ出サレテ居ル——要求ト云フ名デハ出サレテ居ナイデ、希望ト云フ名デ出サレテ居ルガ、其希望ハ斯ウデアル「應急緩和ノ希望」(一)其日ノ委員會ノ數ハ速記課ノ能力ヲ標準トシテ決定セラレタキ事、(二)速記出務回數ハ一日六回ヲ超エザルヲ原則トセラレタキ事、(三)速記課員ハ通常遅クモ午後九時迄ニ退廳シ得ルコトヲ原則トセラレタキ事」斯ウ云フ應急緩和ノ希望ガ出テ居ル更ニ、

「將來充實ノ希望」トシテ(一)新議院ノ完成ヲ目標トシテ總員ヲ速記士十人(現在一人)速記技手百十人(現在五十六人)トセラレタキ事、(二)昭和六年度ニ於テ差當リ速記士五人速記技手十五人ヲ増員セラレタキ事」斯ウ云フ要求ガ希望ノ名デ出サレテ居ルノデアリマス、サウシテ差當リノ問題トシテ速記者諸君ノ出サレテ居ル要求ハ、非常ニ穩ヤカナ——非常ニ内輪ナモノデアル、餘リニ穩ヤカ過ぎル程穩ヤカナモノデアリマス、殊ニ第二ニハ速記出務回數ハ一日六回ヲ超エザルヲ原則トセラレタキ事トアリマス、一回ノ執筆時間ト云フモノハ實ニ一時間ト四十分ヲ要スルトナレテ居ルノデアリマス、此處デ斯ウ云フ風ニ速記シテ居ラレルノガ、ソレガ十分間、交代ニ要スル時間ガ十分、ソレカラ翻譯ニ要スル時間ガ一時間ト二十分、之ヲ見ルト云フト其執筆時間ハ一日六回トスルト一日十四時間ノ勞務ニ從事シヨウト云フコトニナルノデアリマス、要求トシテハ非常ニ穩ヤカナ——餘リニモ内輪ナ要求デアリマス、而モ此事ハ唯速記者諸君ダケノ問題デハナイ

今朝ノ大阪毎日新聞ノ報道ニ依リマス、議會ニ於ケル事務員全體ガ其待遇ニ比シテ非常ニ過度ナ仕事ヲシナケレバナラヌト云フコトニナッテ居ルト書イテ居ルノデアリマス、即チソレニ依リマス、ト云フト、勞務過度ノ爲「サボタージユ」ヲ行ッタ衆議

院ノ速記者連中ハ、來年ハ成ベク増員スルカラトノ田口書記官長ノ回答ヲ諒トシテ、一先ツ平靜ニナッタガ、同院ノ事務上ノ繁忙ハ豫想以上デ、衆議院デハ相當以前カラ議員間ノ問題トナレテ、既ニ衆議院ノ官制改革ノ建議案モ屢、提出サレテ居ルトコトデアル、最近ノ通常議會、即チ五十六議會ノ貴族院ノ比較ヲ見ルト、議員提出案ガ貴族院デハ三十、衆議院デハ四百六十七、質問主意書ガ貴族院デハ零、衆議院デハ五十三、懲罰ガ貴族院デハ零、衆議院デハ四件、請願ガ貴族院デハ三百六十二件、衆議院デハ千四百三十三件、ソレカラ速記課ノ頁數、是ハ非常ニ重大ナル問題ト思フノデアリマスガ、速記課ノ頁數ガ本會議ハ、貴族院デハ六百五十八頁、衆議院デハ千二百八頁、委員會ハ貴族院ガ三千四百八頁、衆議院ガ四千三百頁トナッテ居ル、斯ウ云フ問題ハ、一般的ニハ貴族院ノ事務員ノ勞務過度ノ問題ニ歸著スル、同時ニ又貴族院ト衆議院トノ間ノ事務ノ分配ノ不公平ト云フ問題ニ歸著スルノデ、此事柄ガ含シテ居ル問題ノ範圍ハ、非常ニ大キイト思フノデアリマスガ、私ハ先ツ差當リ速記者諸君ノ要求ニ付テ一言シタイト思フノデアリマス

吾々ハ常ニ此議場ニ於テ速記者諸君ノ事務ガ、如何ニ多忙デアルカト云フコトヲ十分ニ知ッテ居ルノデアリマス、而モ速記者諸君ガ其健康ヲ害サレ、或ハ病人ニナルト云フヤウナ問題ガ起ルコトハ、全ク豫期シテ居ナカッタノデアリマス、其速記者諸君ノ要求書ヲ讀ンデ初メテ知ッテ、非常ニ驚イテ居ル譯デアリマス(發言スル者アリ)吾々ハ此問題ハ非常ニ重大ナ問題ダト思フノニ、諸君ハ其問題ノ重大性ヲ認メズシテ、私ノ發言ヲ妨ゲヤウトシテ居ルノハ、諸君ハ此問題ヲ如何ニ見テ居ルノデアルカ、吾々ハ諸君ニ聽キタイ

○議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

○大山郁夫君(續) 此問題ノ最も重要ナル點ハ何處ニアルカト言ヘバ、勞働強化ノ問題デアル、勞働ノ強度化ノ問題デアルノデアリマス、諸君ハ速記者諸君ノ待遇ガ比較的宜イト云フヤウナコトヲ理由トシテ、此問題ノ重要性ヲ糊塗シヨウトシテ居ラレカモ知レナイケレドモ、サウデハナイ、待遇ハ同ジデアッテモ、勞働ノ強度ガ増スコトハ、實質上ノ賃銀ガ非常ニ少ナクナルコトヲ意味スルノデアリマス、今日産業合理化ノ下ニ於テ、如何ニ勞働ガ強度ニ導カレツツアルカ、資本金ハ屢、賃銀ガ同ジコトデアルカラト云フヤウナ理由デ、此事實ヲ胡麻化サウトシテ居ルノデアリマスガ、併シ産業合理化ノ下ニ於テ、勞働ガ益、際限モナク強度化サレツツ、アルト云フコトハ事實デアル、而モ此勞働ノ強度化ト云フコトハ、此速記者諸君ノ場合ニ於テ見タ時、近代産業ガ勞働者ヲ病氣ニ陥レ、或ハ又癱瘓者ニシ、不具者ニシテ居ルヤウナ事實ト、丁度同様な事實ヲ見ルノデアリマス、私ハ細カナコトハ申シマセヌケレドモ、假ニ日本以上ニ産業合理化ガ進ンデ居ル外國ノ例ニ就テ見レバ、填地利ノ維納ノ生理學者デユーリッヒト云フ人ノ調査ニ依ルト、近代ノ勞働者ハ三十五歳マデニ其精力ヲ消耗シ盡スト云フコトデアリマス、又亞米利加ノ彼ノ「デトロイト」ニ於ケル一自動車工場ニ於テノ調査ニ依ルト、其工場ニ於テハ、現在最高ノ賃銀ヲ得テ居ルノハ二十五歳ニ於テマアル、三十五歳カラ四十歳、四十五歳マデノ間ニハ賃銀ガ段々下ッテ來ル、即チ近代ノ産業ハ非常ニ勞働者ノ筋肉ヲ酷使スルヤウニナッタノデアアルガ、モウ三十五歳カラ四十五歳マデノ間ニ於テハ、段々ト其體力ヲ消耗シテ賃銀ガ下ガル四十歳以上カラハ、其賃銀ガ激減シテ零ニナルト云フコトガ言ハレテ居ルノデアリマス、過去ニ於テハ勞働者ハ四十五歳ニ至ル迄ハ、其年功ヲ積メバ積ム程、賃銀ガ澤山ニナッテ居ッタノデアル、

御子年ヲ取レバ取ル程年功ヲ積ム、老巧ニナレバ賃銀ガ増シ、四十五歳デ最高ニ達シ四十五歳カラ六十歳マデハ、其増シタ賃銀ガ餘リ減ラナカッタノデアリマシテ、本當ニ體力ガ弱テ賃銀ガ減ルノハ、六十歳以上デアッタノデアアルガ、今日ニ於テハ二十五歳ニ於テ労働者ガ最高ノ賃銀ヲ得テ、サウシテ三十五歳カラ四十五歳マデノ間ニ於テハ段々體力ガ消耗シテ、其得ル賃銀ガ非常ニ少クナルト云フ事實ガ、科學的ノ調査ニ依テ調ベ上ゲラレテ居ル、此事實ヲ見ルト、即チ労働ノ強化ハ實質上賃銀ヲ非常ニ減ジテ居ル結果ヲ生ジテ居ルト言ヘルノデアリマス、此事實ニ於テ、吾々ハ速記者諸君ノ問題ヲ非常ニ重大ナ問題トスル、現ニアノ七日ノ朝ニ於キマシテハ、速記者諸君ノ中ニハ、前日二十時間以上執務シタノデ、殆ド身體ノ自由ガ利ナクナリ、病氣ニナッタ者ガ非常ニ澤山出来タ、此事實ヲ諸君ハ何ト見ルカ、世人ハ濱口病首相ガ病ヲ押シテ議場ニ來ラレタ事ニ付テハ、非常ニ同情ヲ持テ居リマスガ、併ナガラ濱口首相ノ事柄ハ、新聞紙ニ依テ天下ノ人ガ皆同情ヲ注イデ居ル形ニナッテ居ル、ケレドモ、茲ニ隠レタル犧牲者ガアル、人知レズ重要ナル事務ヲ執リナガラ、病氣ニ罹レテモ誰モ之ヲ顧ミル者ガナイ、其背後ノ全社會ニハ更ニ労働者、農民ヲ飽マデ搾取スル者ガアルノデアアル、ソレ等ノ労働者農民ノ中ニハ工場、農村ニ於テハ搾取サレ、又街頭ニ於テハ鞭打レ、尙ホ牢獄ニ於テハ血ヲ流シテ悶死スル者ガ無數ニアルト云フコトハ、諸君ハ知ラナイノデアアルカ、此事實ニ關聯シテ、私ハ速記者諸君ノ問題ヲ非常ニ重大ナ問題デアルト思フ

○議長(藤澤幾之輔君) 大山君、議事ノ進行ニ關スル點ノミヲ述ベテ下サイ

○大山郁夫君(續) ソレカラモウ一ツ待遇問題ヲ述ベヨウト思ヒマスガ、速記者諸君ノ待遇ハ、非常ニ優遇ダト言ハレテ居リマス

ガ、私ノ聞ク所ニ依リマス、サウデハナイ、四十五圓カラ百八十圓ノ間デアルト云フコトデアリマス、勿論速記者諸君ハ、三箇月ダケ非常ニ仕事ガ多クテ、其餘ノ期間ハ仕事ガ少イカラ優遇ダト言ハレテ居リマスガ、諸君、今後産業合理化ノ傾向ト共ニ、官廳ノ事務ト云フモノガ段々ト合理化サレルト、速記者諸君ガ三箇月働イテ、其以外ニ又餘分ニ仕事ヲシヨウト思フデモ、其仕事ガ段々ナクナルト云フコトヲ考ヘル時ニハ、本當ニ速記者諸君ガ自己ノ生活ヲ支ヘル所ノ收入ヲ得ルコトハ、此三箇月ダケニ限ラレテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ時デアリマスカラ、速記者諸君ノ優遇ヲ考ヘルト云フコトハ、非常ニ重大ナ問題デアル、而モ速記者諸君ガアノ七日ノ朝ニ、多數缺勤ヲシタ時ニ、當日セツノ委員會ガアッタノガ、三ツノ委員會シカ開カレナカッタト云フコトヲ考ヘルト、速記者ノ仕事ト云フモノハ、如何ニ議事進行ノ上ニ於テ、非常ニ重大ナル意義ヲ持テ居ルカト云フコトガ分ルノデアリ、此速記者ノ仕事ハ「ロボット」デハ決シテ代理ガ勤マラナイ所ノ仕事デアルト思ヒマス、是程重要ナ仕事ヲ持テ居ル速記者ニ對シテ、吾々ハ優遇ノ方法ヲ考ヘナケレバナラナイノデアリマス、最近聞ク所ニ依リマス、此問題ハ解決ガ付イタト云フヤウデアリマスガ、其解決ハ如何ナル解決デアアルカ、吾々ハソレガ聽キタイノデアアル、アノ労働組合法案委員會デ、「労働者」ト云フ言葉ノ定義ガ問題ニナッタ時ニ、政府委員ハ、速記者ハ組合法案デ謂フ所ノ労働者デナイト云フコトヲ言ハレタケレドモ、サウ云フ解釋ガ成立ツモノデアルトスレバ、今後速記者諸君ハ自ラ團結ニ依ッテ、自分ノ待遇ヲ高メルコトハ出来ナイト云フコトニナルノデアリマス、ソレデモ吾々ハ此議會内ニ於ケル吾々ノ問題トシテ、此問題ヲ取扱ハナケレバナラナイ、若シモ速記者諸君ノ優遇方法ト云フモノガ、既ニ講ゼラ

レテ居ルトスレバ、如何様ニ講ゼラレタノデアアルカ、吾々ハ其點ガ聽キタイノデアリマス、殊ニアノ社會局ノ長官ガ、速記者ハ労働者デナイト云フコトヲ言ハレテ居ル、即チ筋肉労働者デナク、精神労働者デアアルカラ、労働組合法案中ニ所謂労働者デナイト云フ意味ノコトヲ言ハレテ居リマスガ、現在ノ概念ニ於テ、所謂社會通念ニ於テハ、精神労働者ノ方ガ筋肉労働者以上ノ收入ヲ得ベキモノデアルト考ヘラレテ居ルノデアリマスガ、無論是ハ偏見デアアルガ、兎ニ角偏見トシテモ可ナリ普遍的ニ存在シテ居ル、ソコデ此議會内ノ速記者ガ、ドウ云フ風ニ待遇ガ講ゼラレテ居ルカ、若シ相當ニ優遇サレテ居ラナイト云フコトニ決マルナラバ、一般ノ筋肉労働者ハ尙更優遇サレナイデモ宜イ、虐待サレテモ宜イト云フ、斯ウ云フ考ヲ資本家ガ平氣デ持ツヤウニナッテ、労働者ノ生活ガ益、慘狀ニ陥ルモノデアルト思フガ故ニ、吾々ハ此問題ノ重要性ヲ見テ、茲ニ議長ニ質問ヲ發シタ所以デアリマス(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 大山君ニ御答致シマス、速記議員ハ何レモ致々勉勵シテ執務致シテ居リマスルガ、何分今期議會ハ御承知ノ通り非常ナ事務ノ多イ議會デアリマシテ、最近ノ第五十六回通常議會ニ比較致シマス、其分量ハ五割ヲ超エテ居ルト云ッタヤウナ始末デアリマス、ソレデアリマスカラ、一時疲勞ヲ覺エタコトモアルノデアリマスケレドモ、委員會ノ方トモ種々交渉諒解ヲ得マシテ、只今ノ所デハ完全ニ調節ガ出来テ居ルノデアリマス(拍手)隨テ疲勞モ回復致シ、又議事ノ進行ノ上ニハ障碍ナクナッテ居リマス、ドウカ御了承ヲ願ヒタイト思ヒマス

是ヨリ日程ニ入リマス、日程第一、昭和六年度各特別會計歲入歲出豫算案ノ貴族院回付案ヲ議題ト致シマス

第一 昭和六年度各特別會計歲入歲出豫算案 (貴族院回付)

昭和六年度各特別會計歲入歲出豫算案右貴院ノ送付ニ係ル政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ依テ議院法第五十五條ニ依リ及回付候也

昭和六年三月十三日

貴族院議長 公爵徳川 家達
衆議院議長 藤澤幾之輔殿

(小字及「ハ」貴族院修正)

昭和六年度各特別會計歲入歲出豫算中貴族院回付ノ箇所左ノ如シ

甲號

拓務省所管

朝鮮總督府

歲入

臨時部

第八款 前年度剩餘金繰入

第一項 前年度剩餘金繰入

臨時部合計

合計

歲出

臨時部

第五款 營繕費

第四項 忠清南道廳舍新營費

第四項 京城拘留監新營費

第五項 電信電話整備費

第六項 電信電話整備費

第七項 電信電話整備費

第六項 電信電話整備費

第七項 電信電話整備費

第六項 電信電話整備費

第七項 電信電話整備費

第六項 電信電話整備費

第七項 電信電話整備費

第六項 電信電話整備費

第七項 電信電話整備費

第六項 電信電話整備費

第七項 電信電話整備費

第八項 航路標識費 七〇、一四三

第九項 新營及設備費 一、二二一、三七二

第十項 修繕費 二九、四八〇

臨時部合計 五、九四四、三九〇

合計 二三八、四二二、八七三

乙號

拓務省所管

朝鮮總督府

忠清南道廳舍新營費

總額

(款) 營費

(項) 忠清南道廳舍新營費

年額 三五九、〇〇〇

昭和六年度 一五〇、〇〇〇

昭和七年度 二〇九、〇〇〇

○議長(藤澤幾之輔君) 此回付案、即ち貴族院ノ修正ニ同意スルヤ否ヲ御諮リ致シマス、發言ノ通告ガアリマスガ、其前ニ鷺野米太郎君カラ質疑ガアリマス、之ヲ許シマス——鷺野米太郎君

○議長(藤澤幾之輔君) 此場合アナタニ、ハッキリ申上テ置キマスガ、回付案ノ範圍ヲ出ナイヤウニ願ヒマス、若シ回付案ノ範圍ヲ出レバ、議長ハ禁止ヲ命ジマス

○鷺野米太郎君 我ハ特別會計ノ各豫算ノ貴族院ヨリノ回付ニ付キマシテ、政府ニ其御所見ヲ御伺致シタイト存ジマス、忠清南道廳移轉ニ關スル經費ハ、衆議院ハ大多數ヲ以テ之ヲ否決致シマシテ、其豫算ハ衆議院ヲ通過シテ貴族院ニ回付ノデアリマスルガ、此道廳移轉ニ付キマシテハ、吾々ハ相當ノ考ガアッタノデアリマスルケレドモ、民政黨ハ黨議トシテ之ヲ否決シタ、ソ

レニ付テハ非常ニ御確信ト御信念ガアッタコト、私ハ想致シテ居タルノデゴザイマス、政府ハ又之ニ對シテ易々諾トシテ同意セラレタ、其政府ノ卑屈ナ軟弱ナ態度ニ付キマシテハ、私ハ非常ニ遺憾ト致シテ居タルノデアリマス(拍手)殊ニ拓務大臣デアル所ノ松田君ノ其態度ニ付テ、私ハ非常ニ議院政治家トシテ、過去ニ輝イテ居タル所ノ松田君ノ態度トシテハ、卑怯未練デハナイカト云フコトヲ、松田君ノ爲ニ非常ニ遺憾ニ存ジテ居タルノデゴザイマシタガ、併ナガラ難局ニ立ッテ居テ、首相代理ノ下ニ統率セラレテ居ル所ノ變態内閣トシテハ已ムヲ得ナイモノト、私ハ多少ノ同情ヲ表シテ居タルノデゴザイマス(拍手)然ル所貴族院ニ於テハ大多數ヲ以テ之ヲ復活シテ、之ヲ衆議院ニ回付シテ同意ヲ求メラレタノデアリマス、私ハ憲法政治ノ根本カラ考ヘタナラバ、色色ノ意見ガアルノデアリマスガ、單ニ道廳移轉費ノ復活ト云フ點カラ見マスルナラバ、貴族院ノ執ツタ態度ハ公正デアッタ感ジテ居ルノデアリマス、併ナガラ私ガ此案ニ對シテ直チニ同意ヲ——私ハ甚ダ遺憾ト考ヘ、サウシテ政府ノ御所見ヲ伺フ所以ノモノハ、單ナル道廳費ヲ活カス云フコトガ朝鮮總督府政治ヲ擁護スル上カラ、適當ノ處置トシテ、之ニ賛成スルコト云フ以外ニ、議院政治ノ將來ヲ考ヘテ、非常ニ茲ニ考ヘナケレバナラヌト云フ點カラ、別ノ見地カラ政府ニ對シテ御伺ヲ致スノデアリマス、私ハ民政黨ハ必ズヤ二百七十名ノ絕對多數ヲ持ッテ居ルノデアルカラ、此際斷然ト立ッテ、而モ民政黨ガ松田君ニ對シテ不信任ノ意味デ、大ナル所ノ信念ヲ以テ否決サレタ問題デアルカラ、必ズ二百七十名ノ絕對多數ヲ以テ、毅然トシテ立ッテ、貴族院ニ對抗スルモノト考ヘテ居タルノデアリマス、所ガ事實ハドウカト云フト、事實ハ今暫ク分ラヌノデアリマスケレドモ、噂ニ依リマス、民政黨ハ已ムヲ得ナイトシテ、盲從屈

從スルト云フコトニ、内議ガ決ッテ居ルト云フノデアルガ、何タル卑怯ナコトデアルカ、私ハ民政黨ノ爲ニ惜マザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)民政黨ハ今日マデ議會中心主義ヲ唱ヘテ來タ政黨デアルノデアリマス、議會中心主義ト云フコトハ、何カト申シマス、政治ノ中心ヲ衆議院ニ置クコト云フコトデアリマス、其主義ヲ唱ヘテ來タル所ノ民政黨、其民政黨ニ依ッテ成ッテ居ル所ノ此濱口内閣、其内閣モ内閣又民政黨モ民政黨、默從シテ卑怯未練ニモ貴族院ノ其復活ニ盲從スルト云フ態度ヲ執ッテ居ルヤウデアリマス、實ニ私ハ我國ノ議會政治ノ爲ニ慨嘆ニ堪ヘラレナイノデアリマス、院議ハ飽マデモ尊重スベキモノデアアル、院議ハ絕對ニ之ヲ尊重スベキモノデアアル、此道廳移轉費ノ復活ハ、其事其モノハ結構ナルコトデアリシテ居ルコトデアアルカラ、結構ナルコトデアアルケレドモ、其貴族院ガ、我等衆議院ノ多數ヲ以テ通過シタ所ノ此豫算案ニ對シテ、縱令公正ナル見地カラ復活シタコト言ッテモ、豫算案ヲ覆シタコト云フ其事ニ對シテ、衆議院ガ之ニ默從屈從スルト云フコトハ、私ハ將來ニ非常ニ累ヲ貽スモノデアリトシテ、絕對ニ反對シナケレバナラヌノデアリマス、政府ハ果シテ之ニ對シテ同意ヲ表シテ居ルモノデアアルカドウカ、今又衆議院ガ之ニ對シテ默從シテ、否ナ、多數ヲ以テ民政黨ガ衆議院一部ノ反對ヲ押切ッテ、貴族院ニ盲目的ニ同意ヲシタトキニ、政府ハ如何ナル態度ヲ御執リニナルカ、此點ニ付テ特ニ御迷惑デハゴサイマセウガ、濱口總理大臣カラ政府ヲ代表シテ御所見ヲ述ベラレコトヲ御願致シマス

○國務大臣(松田源治君) 鷺野君ノ……(議院斷然聽取スル能ハス)多クハ御議論デアリマス、今日ノ場合ハ……從フコトヲ明言致シマス

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス——大口君——一寸御待チ下サイ——鷺野君

官報附外 昭和六年三月十五日

議院事務記第二十七號 昭和六年度各特別會計歳入歳出豫算案

申スマデモナク極メテ重大ナルモノデアリ
マシテ、此議決ハ濫ニ動カスベカラザル道
理ノモノデアルト吾々ハ信ズルノデアリマ
ス(拍手)併シ其後ニ特殊ノ事情ガ玆ニ生
レ出デ、參々モデアルナラバ、又玆ニ吾々
モ考慮スベキコトガアルト考ヘマスルガ、
特殊ノ事情ノナイ限リハ、我が衆議院ノ議
決ハ牢平トシテ動カスベモノキデハナイ
(拍手)此道理ガ分ラレマシタナラバ、最初
ニ政府ノ原案ヲ修正サレル時ニ、此修正ノ
結果ガ果シテ貴族院ヘ行テ、ドウナルモ
デアルカ、又貴族院ガ政府ノ原案ニ賛成ヲ
シタ場合、其成行ハ如何ナルモノデアルカ
ト云フコトハ、先以テ考慮サレナクデハナ
ラヌ所ノ問題デアル(拍手)無論民政黨ノ諸
君ハ滿場一致ヲ以テ、己レガ政府與黨デア
ラレルニモ拘ラズ、政府ノ原案ヲ御修正ニ
ナタノデアリマスガ故ニ、此結果ガ如何ニ
貴族院ニ反映スベキカ、貴族院ガ若シモ政
府原案ヲ可決シタ場合、如何ニナルモノデ
アルカト云フコトハ、先マデ見透シテ御考
ノ上ニ、御修正ニナタノデアリマシタナ
イト吾々ハ信ズルノデアリマス(拍手)此處デ
私、總理大臣ニ同ヒタイノハ、只今申シ
マシタ如ク、總理大臣濱口雄幸君ハ、一面
ニ於カレマシテハ民政黨ノ總裁デアリマス、
御自身ガ政府トシテ御出シニナタノ所ノ原
案ニ對シテ、同ジ御自身ガ統率シテオイデ
ナサル民政黨ガ、滿場一致ヲ以テ修正ヲ致
シタモノデアリマス、ソレ故ニ其當時ニ於
カレテ、慎重ナル御考ヲ以テ、此修正ノ結
果ガ果シテ貴族院ヘ行ッたらバドウナルカ、
若モ貴族院ガ原案ニ賛成シタ場合ハ、之ヲ
ドウスルカト云フコトハ、其當時カラ牢固
タル御決心ガナクテナラヌト考ヘマス、ソ
レデナケレバ、ドウシテ此内閣ヲ保ツコト
ガ出來ルカ、恰モ水ノ上ニ浮イテ居ル浮草
ノ如ク、議會ノ決議ニ委セルト云フ、フラ
フラシタコトデアラナラバ、現内閣ニハ何
等一定ノ方針ナシト、吾々ハ斷ゼサルヲ得

ナイノデアリマス、ソレ故ニ其考ヲ持テ、
其責任ヲ持テ居ラレタナラバ、何故ニ己レ
ノ與黨ガ此修正ヲスル時ニ、豫メ與黨ノ諒
解ヲ求メ、己レガ統率シテ居ル黨派デア
ルガ故ニ、之ヲ抑ヘテ原案ニ賛成サセ得ナカ
タノデアリマスカ(拍手)當時閣臣ノ一人デ
アラレタ所ノ松田首相ハ、本院ノ豫算委員
會ニ於テ、決シテ是ハ固執ハシナイ、ドチ
ラデモ、修正ナリ原案ナリ——吾々ハ原案
ヲ出シタカラ原案ガ宜イト思フガ、修正サ
レテモ敢テ異議ハ唱ヘナイト云フ意味ヲ、
既ニ言テ居ラレルノデアアル、此考ヲ以テ貴
族院ニ送テ、貴族院ニ於テ原案ニ賛成ヲサ
レ、ソコデ本院ヘ戻テ參テ、之ヲドウス
ルカト云フコトニ相成タノデアアル、若モ是
ガ本院ノ議決ヲ動カサナクデハナラナイト
云フコトニナレバ、衆議院ノ體面ヲ如何ニ
スルカ、衆議院ハ忽ニシテ閣ノ輕重ヲ天下
ニ問ハレルコトニナルデハナイカ(拍手)之
ニ對スル責任ト云フモノハ、一ニ係テ内閣
總理大臣タル、又民政黨ノ總裁デアル所ノ
濱口君ノ上ニ在ルコトハ明瞭ナ事實デア
ル、而モ今日此處議員ノ質問ヲ受ケレバ、何
答ヘラレルカト云フト、此場合ニ於テハ此
議場ノ成行ニ從ハナケレバナラナイト云フ
コトハ、如何ナル面目ヲ以テ言ハレルノデ
アリマスカ、責任内閣ニ於ケル首相トシテ
ノ責任、一面ニ於テハ民政黨ノ總裁トシテ
ノ責任、而モ初メニ於テ十分ニ確信スル所
ナクシテ、斯ルコトヲ與黨ニヤラシメ、或
ハ一ツ誤レバ衆議院ノ鼎ノ輕重ヲ問ハレ
ヤウナコトヲ致サレデ、ソレデ今日恰モ浮
草ガ浮イテ居ルガ如ク、其時ノ場合ニ從
ト云フヤウナ御答ヲ以テ、多數ヲ擁シテ此
處ヲ瞞過シヨウトシタ所デ、決シテ我が國
民ハ之ヲ承知スルモノデハナイノデアリマ
ス(拍手)之ニ對シマシテ私ハ總理大臣トシ
テ、一面ニ於テ民政黨ノ總裁トシテ、濱
口雄幸氏ノ責任ニ對スル所感ヲ明確ニ致シ
テ置キタイト考ヘルモノデアリマス(拍手)

(國務大臣濱口雄幸君登壇)
○國務大臣(濱口雄幸君) 大口君ノ御質問
ニハ批評ニ涉ル點ガ多ク、ト思ヒマス、其
批評ニ對シマシテハ、私ハ一々辯駁ハ致シ
マセヌ、唯本問題ニ對スル政府ノ意見ハ、
先刻鷺野君ノ御質問ニ對シテ御答ヲシタ所
ニ依テ、極メテ明瞭デアルト存ジマス(拍
手)
○議長(藤澤幾之輔君) 是ヨリ討論ニ入リ
マス——森田茂君
○森田茂君 簡單デアリマスカラ、此席カ
ラ御許ヲ願ヒマス
(「登壇々々」ト呼フ者アリ)
○議長(藤澤幾之輔君) 登壇ヲ望ミマ
ス——登壇ヲ望ミマス
(森田茂君登壇)
○森田茂君 只今上程セラレマシタ貴族院
ノ回付案ニ對シテハ、貴族院ノ修正ニ同意
ヲ致シマス
○議長(藤澤幾之輔君) 大口喜六君
(大口喜六君登壇)
○大口喜六君 此問題ニ對シマシテハ、
衆議院ノ院議ヲ尊重致ス所ノ者デアリマス
(拍手)ソレ故ニ貴族院ノ決議ニ對シマシ
テハ、反對ヲ致ス所ノ者デアリマス
(拍手、發言スル者多シ)
○議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス
○大口喜六君(續) 只今濱口總理大臣ノ御
答辯ヲ伺ヒマス、鷺野君ニ御答ニナタノ
デ盡キテ居ルト云フ意味デ、御答辯ニ相成
テ居リマス(其通リト呼フ者アリ)然ラバ
鷺野君ニ對スル御答辯ハ何デアルカト言
バ、當議場ノ成行ニ從フヨリ外ニ致方ハナ
イ、斯ウ云フノデアリマス、實ニ此位無定
見デアリ、無方針デアリ、何等研究ノナイ
如何ニモ責任ヲ解セザル所ノ内閣ヲ、未ダ
曾テ見タコトガナイノデアリマス(拍手)先
刻私ガ質問ノ際ニ申述べマシタルガ如ク、
此修正ハ誰ガ致シタカト言ヘバ、政府與黨
ノ諸君ガ滿場一致ヲ以テ爲シタルモノデア

リマス、其修正ヲ爲スニ方テハ、民政黨ナ
ルモノハ慎重ニ考慮サレタ筈デナクテハナ
リマセヌガ、又現内閣ニ於カレマシテモ、
相當ニ考慮研究ヲシタ上デナクテハナラヌ
事デアルト思ヒマス、而モ二百七十ノ諸君
ハ、滿場一致ヲ以テ此修正ヲ爲シテ貴族院
ニ送り、今貴族院ガ之ヲ原案ニ復活シタカ
ラト云フノデ、一トタマリモナク其二百七
十人ガ兎テ睨イテ閉口致スノデアアル、吾々
カラ斯ウ言ハレタナラバ、定メテ諸君ハ苦
痛デアリマセウ、苟モ恥ヲ知り、苟モ議員
トシテ體面ヲ重ンズル者デアラナラバ、斯
ル事ヲ爲シテオメ——ト此處ニ列テ居レ
ナイ位ニ私ハ考ヘルノデアリマス(拍手)其
恥ヲ忍ビ、而モ二百七十ノ多數ヲ以テ決メ
タ事ヲ、貴族院ガ復活サレタカラト云テ、
一トタマリモナク降參ヲ致シテ、院議ヲ重
ンゼナイ所ノ民政黨ノ諸君ハ、現内閣ト共
ニ如何ニモ定見ナク、如何ニモ節操ナク、
如何ニモ責任ヲ解セズ、輕率淺慮ノ至リデ
アルト吾々ハ考ヘルノデアアル(拍手)諸君
ニ於カセラレマシテモ、宜シク深ク自ラ省ミ
ラレ、政治家トシテ恥ヲ知ラル、以上ハ、
今少シ御反省アテ然ルベキモノデアルト
考ヘマス、其趣意ニ於キマシテ、吾々ハ玆
ニ議院ヲ尊重シ、飽マデ衆議院ノ議決ヲ支
持スルト云フ意見ヲ申述べテ、貴族院送付
ニ反對致ス者デアリマス(拍手)
○議長(藤澤幾之輔君) 是ニテ討論ハ終リ
マシタ、採決ヲ致シマス、貴族院ノ修正ニ
同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
(贊成者 起立)
○議長(藤澤幾之輔君) 起立多數(拍手)仍
テ貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ決シマシ
タ
日程第二、製鐵業獎勵法中改正法律案ノ
第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ
求メマス、委員長杉浦武雄君
第二 製鐵業獎勵法中改正法律案(政
府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一製鐵業獎勵法中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和六年三月十二日

委員長 杉浦 武雄

衆議院議長藤澤幾之輔殿

〔杉浦武雄君登壇〕

○杉浦武雄君 製鐵業獎勵法中改正法律案
ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマ
ス、此委員會ハ前後二回開會致シマシタ
法案ニ對シマシテ、此程度ニ於テハ尙ホ徹
底シナイデハナイカト云フ、程度ノ質問ガ
アリマシタケレドモ、原案ニ對シマシテハ
何等ノ異議ガナカタノデアリマス、採決ノ
結果滿場一致可決致サレマシタ、右報告致
シマス

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑モ討論モアリ
マセス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議ア
リマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作田高太郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ
開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ
通り可決セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キマス

製鐵業獎勵法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガナイ
ヤウデアリマスカラ、第三讀會ヲ省略シテ
本案ハ委員長報告通り可決確定致シマシタ
(拍手)

日程第三、重要産業ノ統制ニ關スル法律
案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報
告ヲ求メマス、委員長増田義一君

第三 重要産業ノ統制ニ關スル法律案

(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一重要産業ノ統制ニ關スル法律案(政府
提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和六年三月十三日

委員長 増田 義一

衆議院議長藤澤幾之輔殿

〔増田義一君登壇〕

○増田義一君 只今上程ニナリマシタ重要
産業ノ統制ニ關スル法律案ノ委員會ノ經過
並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本案ハ現内
閣ノ重要政策ノ一ツデアル産業合理化ヲ實
現セシメンガ爲ニ、極メテ必要ナル産業統
制ヲ行フト云フ重大ナル法案デアリマス、
隨テ委員會ヲ開クコト七回、而モ長時間ニ
互テ、委員諸君ハ熱心ニ、眞面目ニ眞劍ニ
質疑應答セラレ、商工大臣並ニ政府委員ハ
懇切ニ答辯サレ、其内容モ廣汎ニ互テ居リ
マスガ、今其主ナルモノヲ數點ニ付テ極メ
テ簡單ニ御紹介申上ゲマス、先ヅ

第一ニ重要産業トハ如何ナルモノヲ指ス
ノデアルカト云フコトデ、具體的ニ内容ヲ
示セト云フ質問ニ對シ、政府ハ其重要産業
トシテ、先ヅ統制ヲ行ハント欲スルモノ
ハ、羊毛製品、人造肥料、電氣機械器具、
「セメント」等デアルト答辯サレ、委員ハ其
他ニ向テ尙ホ統制スル意思ハナイカトノ
問ニ對シテハ、政府ハ其他ノ産業デモ重要
ト認メルモノデ、其當業者ガ二分ノ一以上
加盟サレテ、其人達ノ三分ノ二ガ、生産販
賣ニ付テ協定統制ヲシタイト云フ申請ガア
ルナラバ、政府ハ必要ト認メル場合ニ、統
制委員會ノ議ヲ經テ、之ヲ加盟セナイモノ
ニ強制スルト云フ意思ヲ表明サレマシタ、
續イテ委員ハ、然ラバ統制委員會ハ如何ナ
ル組織デアルカト云フ質問ニ對シ、政府ハ

貴衆兩院議員、學者、經驗家及ビ關係官吏
併セテ十五名ヲ以テ組織スル腹案デアルト
云フ答辯デアリマス、次ニ

本案ハ罰則ニ依テ統制ヲ圖ラントスル
ガ如クニ見エラレ、處罰規定以外ニ、他ノ
方法デ以テ統制スル考ハナイカトノ質問ニ
對シテハ、政府ハ罰則ハ固ヨリ好ム所デハ
ナイ、併ナガラ無謀ナ競争ガ行ハレデ、而
モ大ナルモノト小ナルモノト嚙合フノミナ
ラス、小ナルモノト小ナルモノト嚙合デ、
動モスレバ小ナルモノ、方ガ、却テ大ナル
モノニ迷惑ヲ與ヘルコトガアルカラ、罰則
ニ依テ之ヲ抑ヘル積リデアアル、而シテ此罰
則ハ左程ニ效能アルカトノ問ニ對シテハ、
罰則ノ金額ハ千圓以內デアアルケレドモ、實
業家ハ信用名譽ヲ重ンズルカラ、相當ニ效
果ガアルト認メルト云フ答デアリマス、ソ
レカラ又他ノ方法ニ依テ統制ヲ圖ル考ガ
ナキカト云フ質問ニ對シテハ、政府ハ其重
要産業デアデ、統制ノ必要ヲ認メルモノニ
對シテハ、誘導モスレバ勸誘モスルガ、本
案ハ成ベク當業者ノ自發ニ依ツ積リデア
ルカラ、主トシテ自覺反省ヲ促ス考デア
ル、又場合ニ依テハ財的援助ヲモヤラウト云
フ考ヲ持テ居ルト云フコトノ答辯デアリ
マシタ、次ニ委員カラハ、此法案ハ效力ヲ
五箇年ト限定シテアルカラ、非常立法ト思
フガ、政府ノ所見如何トノ質問ニ對シ、政
府デハ全ク其通りデアアル、目下我ガ産業界
ノ狀態ハ、如何ニモ無謀ナ競争ガアデ、中
ニハ生産費以下デ競争シテ居ルノモアル、
此儘放任シテ置ケバ共倒レニナル虞ガアル
カラ、此狀態ヲ觀出ル來ナイ、故ニ此統制
法ニ依テ産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ、助
長シタイト云フ考デアアル、併シ自由主義經
濟ノ下ニ於テ、斯ル制限ヲ加ヘルト云フコ
トハ、餘リ望ム所デハナイカラ、五箇年ニ
限定シタイト云フ答辯デアリマシタ、即チ永
續性ヲ望ムモノデハナイ、所謂目下ノ我ガ
産業狀態ニ對スル非常立法ノ已ムヲ得ザル

所以ヲ力説サレタノデアリマス、次ニ

本案ハ大工業ニ限ラレルヤウデアアルガ、
中小工業ニ對シテハ統制スル意思ナキカト
ノ質問ニ對シテハ、政府ハ或ル種類ノ中小
工業ハ、工業組合法又ハ輸出品組合法ヲ以
テ統制スルコトガ出來ル、併シ中小工業デ
モ重要産業ト認メラレ、同業者ガ相集テ、
而シテ此統制ノ下ニ服從シタイト云フ希望
ガアルナラバ、先刻申シタ統制委員會ノ議
ヲ經テ、本法ヲ適用スルコトガ出來ルト思
フト云フ答辯デアリマス
次ニ本案ハ「カルテル」ヲ助長スルモノデ
アルカラ、物價ヲ昂上ゲテ消費者ヲ犠牲ニ
供スル虞ハナイカトノ質問ニ對シテ、政府
ハ今日ノ重要品ハ皆國際的デアアルカラ、價
格ヲ昂上ゲレバ外國ヨリ輸入シテ、其處ニ
自然價格ノ調節ガ行ハレテ心配ハナイ、併
シ此案ノ目的ト云フモノハ、企業家ガ無暗
ニ値段ヲ下ゲテ、共倒レスルノ防止シテ、
産業ノ安定ヲ圖ルノガ大體ノ趣旨デア
ル、併シ若モ協定ニ依テ無謀ニ價格ヲ昂上
ルト云フ場合ニ、ソレガ公共ノ利益ヲ害ス
ルニ於テハ、本法ノ第三條ニ依テ其協定ノ
取消ヲ命ズルコトヲ得ルノデアアルカラ、決
シテ心配ハナイト答辯サレマシタ、其他澤
山質疑應答ガアリマシタガ、是ハ一々申上
ゲルト時間ガ掛リマス故省略致シマス
最後ニ討論ニ移リマシテ、政友會ノ委員
津崎尙武君ハ、産業統制ノ必要ヲ認メル、
又其趣意ニ於テハ賛成デアアルガ、此法案デ
ハ其目的ガ達セラレルカドウカ、此儘デハ
賛成出來ナイ、詳細ハ本會議デ述べルト言
テ反對サレマシタ、之ニ對シ民政黨ノ委員
木村義雄君ハ、我ガ産業界ノ現狀ニ照シテ
本案ノ極メテ必要ナルヲ認メ、全然無條件
デ賛成スルト云フコトデアリマシタ、採決
ノ結果多數ヲ以テ本案ハ可決致シマシタ、
何卒滿場一致御賛成アラント切ニ希望
致シマス(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ハアリマセ

ス、直チニ討論ニ入りマス、津崎尙武君
〔津崎尙武君登壇〕

○津崎尙武君 私ハ只今議題トナッテ居リ
マスル重要産業ノ統制ニ關スル法律案ニ付
キマシテ、委員長ノ報告ニ反對ノ意見ヲ申
述ベタイト思フノデアリマス

我國ノ産業界ハ御承知ノ通り、歐洲大戰
以來ノ大擴張ノ結果、其設備ノ過剰ニ苦シ
ンデ居リマシテ、今ヤ根本的ノ建直シヲ要
スル状態ニ在ルノデアリマス、而シテ我が
財界ハ未ダ其整理ヲ完了セズシテ、絶エズ
弱點ヲ暴露シテ居ル状態デアリマス、

是レ全ク我が産業界ガ無統制ノ状態ニ
アリマシテ、互ニ無謀ノ競争ヲシテ居ル其
爲ニ外ナラナイト思フノデアリマス、ソレ
ト共ニ我國産業界一般ノ傾向ト致シマシ
テ、規律ナク、節制ナク、唯目前ノ利ニ囚
ハレテ、同業者相食ムノ状態ニ在ルノデア
リマス、斯ノ如キ事情デアリマスカラシテ、

玆ニ我國ノ産業ヲ合理化シ、企業ノ統制ヲ
圖ルト云フコトハ、之ヲ必要トスルノデア
リマス、而シテ我國産業統制ノ必要ハ、今
ヤ單一會社、一工業ニ於ケル技術的合理
化ノミデハ、其目的ヲ達スルコトガ出來ナ
イノデアリマシテ、之ヲ大局ヨリ見マシテ、

或程度ノ企業統制ヲ行ヒ、同業者ガ無謀ノ
競争ニ依リテ共倒レトナルコトヲ防止スル
コトハ、必要ガアルト思フノデアリマス、
即チ從來ノ自由主義ノ經濟組織ニ對シテ一
種ノ制限ヲ加ヘ、變革ヲ來スト云フコトハ、

國家存在ノ上カラ今日ノ場合已ムナキコト
デアルト思フノデアリマス、併ナガラ産業
ヲ統制スルニ致シマシテハ、其趣旨ハ資本
勞働ハ勿論、一般ノ爲ニ所謂利用厚生デナ
ケレバナラス、即チ唯産業ヲ活ス目的ノ爲
ノミデハナクシテ、經濟國民ノ方針ニ副ハ
ナケレバナラスト思フノデアリマス、而シ
テ此見地カラ致シマシテ、我國ノ産業ニ對
シマシテ統制ヲ行ハントスル爲ニハ、所謂

業者ニ對シテ其橫暴ヲ防ギマスト共ニ、我

國ノ産業ガ弱者ナルガ故ニ、互ニ相食ム狀
態ニアル者ニ對スル所ノ對策ヲ必要トスル
ノデアリマス、而シテ其弱者ナルガ故ニ、
互ニ相食ム状態ニ在ル所ノ我國ノ産業ヲ統
制スルニ付キマシテ、立法ヲ必要トスル場
合ニ於キマシテハ、宜シク指導誘助長ノ
方面ト共ニ、共助協力ニ立脚シナケレバナ
ラヌノデアリマス、是ガ吾々ノ主張デア
ルノデアリマス

然ルニ此法案ニ付テ之ヲ仔細ニ検討致シ
マス、全ク吾々ノ期待ニ反シテ居ル、指
導助長ノ方面ハ考慮セラレナイ、唯同業者
ノ共助協力ヲ求ムルニ付キマシテハ、專ラ
法規ニ依リ強制セントシテ居ルノデアリマ
シテ、斯ノ如キコトハ時代錯誤ノ誹ヲ免レ
ナイト吾々ハ思フノデアリマス

然ラバ吾々ノ主張スルヤウナ統制ノ方法
ヲ我國ノ法規ニ求メマスカラバ、其方法ハ
アルノデアリマス、即チ過日日本法案ト共ニ、
此議會ニ改正案ガ提出セラレ、既ニ本院ヲ
通過シテ居リマス所ノ輸出組合法並ニ工業
組合法ノ如キガ即チ是デアリマス、即チ無
統制ニ亂立シテ同業相食ム所ノ産業状態ニ
對シテ、是ガ統制ヲ行フニ付キマシテハ、

本案ノ如キモノヲ以テシナイデ、政府ノ威
力又ハ強制ノ規定ニ依ッテ、共助協力ヲ強制
セントスル方面ノ規定ハ、之ヲ輸出組合、
工業組合ノ如キニ置クベキデアルト吾々
ハ主張スルノデアリマス、然ルニ本法案
ガ特殊重要ナ工業ヲ目的トスルカラ、組合
的統制ニ依ルコトヲ得ナイト政府ハ言ッテ

居ル、果シテ然リトスルナラバ、本法案ハ
我國ノ群立セル所ノ産業ヲ統制セントスル
名ノ下ニ、實ハ大資本企業ノ統制ヲ目的ト
スルモノデアルト云フノ外ハナイノデアリ
マス、即チ資本家ヲ助ケ、資本主義的「カル
テル」助成ヲ爲ス法案デアル事實ヲ、吾々ハ
發見スルノデアリマス、斯ノ如クシテ本法案
ヲ運用スルニ於キマシテハ、直チニ資本

主義的「カルテル」ノ助成トナリ、結局消費

者壓迫ノ重大事實ヲ吾々ハ直覺シタノデア
リマス、私共ハ産業ノ統制ニ我國ノ産業上
重要ナル特徴ナルコトヲ考ヘマシタ、ソ
レハ中小商工業ニ對シテ、其無統制、無秩
序ノ状態カラ脱却セシムルト云フコトガ、
目下ノ急務デアルト思フノデアリマス、隨ヒ
マシテ本法案ノ如キ資本主義的「カルテル」助
成ノ法案ニハ、吾々ハ贊成スルコトガ出來
ナイ、而シテ結局消費者ヲ壓迫スルニ至ル
ベキ重大ナル事項ニ付キマシテ、本法ニ於
テハ法文ニ其弊ヲ矯正スベキ用意アリヤト
云フニ、纔ニ抽象的ノ文字ガ第三條ニ並ベ
テアルニ過ギヌノデアリマス、元來産業ノ

統制ニ付キマシテハ、無謀ノ競争ヨリ來ル
弊害ヲ避ケ、規律均齊ヲ圖リ、産業ノ發展
ヲ期スベキデアリマスカレドモ、其半面ニ
於テハ、物品ノ價格ヲ不當ニ吊上ゲ、一般
消費者ヲ壓迫スルニ至リ、弊害ヲ伴ヒ易イ
モノデアルト云フコトヲ考ヘナケレバナラ
ヌノデアリマス、之ヲ矯正スルノ用意ヲ十
分ニシナケレバ、吾々ハ産業ノ統制ニ從フ
コトハ出來ヌノデアリマス

玆ニ翻テ列國ノ立法例ヲ見マス、本案
ノ如キ廣汎ナル「カルテル」ノ助成法ノ存在
ヲ吾々ハ發見スルコトガ出來ナイ、即チ政
府ノ示シタ所ニ依リマスト、其主ナルモノ
ハ獨逸ニ於ケル石炭經濟法、加里經濟法、
及ビ英國ニ於ケル所ノ炭坑法ノ三者ニ過ギ
ナイノデアリマシテ、是等ハ主トシテ原始
産業、或ハ之ニ近イ所ノ産業ニ付キマシテ

ノ、特殊ノ立法ニ過ギナイノデアリマス、
本法ノ如キ廣汎ナル法規ハ、吾々ハ之ヲ發
見スルコトガ出來ナイ、而シテ又世界ニ於
ケル所ノ事實ハドウデアアル、今ヤ「カルテ
ル」トラス「トラス」ノ弊害ニ堪エナイ爲ニ、却
テ是ガ防止ニ關スル法規ガ多イノデアリマ
ス、我國ニ於キマシテハ、其國情ヨリシテ、
又其産業ノ状態ヨリ致シマシテ、統制ヲ必
要トシ、助成ヲ必要ト致シマシテモ、其弊

害ヲ豫防シ、之ヲ矯正スル重要ナル規定ノ

缺クル所ノ法規ニハ、吾々ハ贊意ヲ表スル
コトガ出來ナイノデアリマス、本法ヲ施行
スルニ於テ、其販賣ノ統制ヲ行フニ當リマ
シテ、結局生産品ノ價格ヲ吊上ゲテ、一般
消費者ヲ犧牲ニ供スル虞ナルコトハ、前
ニ述べタ通りデアリマス、果シテ然リトシ
マスレバ、是レ現内閣ノ低價政策トモ相
反スル次第デアリマシテ、現内閣ノ爲ニモ
探ラナイ所デアラウト思ヒマス、現内閣ハ
産業ノ合理化ヲ唱ヘ、其爲ニ産業ノ統制ヲ
爲サントシテ、本案ノ如キ重要産業ノ統制
ニ關スル法律案、斯ノ如ク命名シテ、法規
ノ制定ヲ企圖致シテ居リマスカレドモ、其
結果却テ内閣ノ政策ト相反シ、ノミナラズ
更ニ國民ノ生活ヲ壓迫スル所ノ結果ニ相成
ルノデアリマス

更ニ又本案ハ五箇年ヲ限リ效力ヲ有ス
ル非常特別立法デアアルニ拘ラズ、若シ是ガ
施行ヲ見マシタ曉ニ於テ、永久ニ拭フベカ
ラザル弊害ヲ國家ニ與フルト云フニ至ッテ
ハ、吾々立法ノ府ニ參與スル者ト致シマジ
テハ、其責任ノ重大ナルニ鑑ミ本案ノ討議
ニ際シマシテ、吾等ノ所見ヲ明白ニシテ、
本案ニ對スル態度ヲ表明シテ置ク次第デア
リマス〔拍手〕

○議長〔藤澤巖之輔君〕 片山哲君
〔片山哲君登壇〕

○片山哲君 私ハ只今上程サレマシタ重要
産業ニ關スル統制案ニ付テ委員長ノ報告ニ
絕對反對ヲ表明致ス者デアリマス、何トナ
レバ、本案ハ資本主義經濟組織ニ基ク資本
家ノ利潤ヲ擁護スル案デアッテ、消費者ノ立
場ハ勿論コト、分配經濟ニ關スル利潤ヲ、
全部沒却致シテ居ルト云フコトヲ言ハネバ
ナラヌノデアリマス、今日ノ如キ經濟恐慌

ニ當面致シマシテ、斯様ナル産業案ヲ出ス
コトハ、今日ノ經濟恐慌ニ對スル認識ヲ誤
テ居ルノミナラズ、サナキダニ窮乏ノ淵ニ
陷ッテ居リマス所ノ無產階級ヲ、ヨリ深キ死
ノ淵ニ打込デシマフモノデアルト云フコ

ト言ハザルヲ得ナイノデアリマス
今日ノ不景氣ハ、景氣循環論ニ依テ唱ヘ
ラレル不景氣ハナクシテ、救済シ得ベカ
ラザル資本主義經濟組織ヨリ、當然來ル所
ノ經濟恐慌デアルト云フコトヲ言ハナケレ
バナナナイノデアリマス、經濟恐慌ハ世界
資本主義ノ一聯トナリマシテ、日本資本主
義ノ經濟狀態ハ更ニ進シ居ルノデアリマ
ス、歐洲ニ於テモ戰後一千九百二十七年マ
デハ、資本主義ノ下降期ニ於ケル一時的安
定ヲ得タノデアリマス、一時的安定ハ即チ
金本位制ノ確立デアリ、或ハ又企業ノ統制
デアリ、或ハ又産業ノ合理化ニ依リマシテ、
一時的ノ安定ヲ得マシタ、併ナガラ日本ニ
於ケル資本主義産業ハ其安定ヲ經ズシテ、
或ハ跛行的、或ハ飛躍的ナル進行ヲ致シマ
シテ、今日日本資本主義ノ進シ居ル所ハ、世
界資本主義ノ安定期ヲ得タ其時ト同時ニ、
恐慌狀態ニ突進シタルハザルヲ得ナイノ
デアリマス、隨テ金本位制ノ確立、或ハ企
業ノ統制、産業ノ合理化ニ依リマシテ、生
産ハ増大シ、増大ハ生産過剰ニ及ビ「スト
ク」ノ山ヲ到ル處ニ見ルト云フヤウナ狀態
ニ立至リマシタケレドモ、購買力ノ之ニ伴
ハザルモノアルコトハ洵ニ明瞭デアリ、消
費力ノ減退、購買力ノ衰退ニ依リマシテ、
今日救済ベカラザル本質的ナ經濟恐慌ガ、
茲ニ現ハレテ居ルト云フコトヲ言ハナケレ
バナナナイノデアリマス、此購買力ノ衰退
ガ無産階級ノ生活力ヲ剝奪致シテシマヒ
マシテ、今日ニ於キマシテハ、農村ノ窮乏、
或ハ失業ノ激増、或ハ賃銀ノ低下ニ依リ
マシテ、人口ノ九割ヲ占ムル所ノ無産階級、
消費者階級ト申シマスルモノハ、殆ド餓死
戰線ヲ徘徊シテ居ルト云フヤウナ慘狀ヲ呈
シ居ルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ狀
態ニ當面致シマシテ、此重要産業統制案ハ、
少シモ此經濟事情ニ適當ナル處置ヲ執ラザ
ルノミナラズ、資本家ヲ救済シ、利潤ノ
獲得、利潤確立ヲ圖ラウトスルニ汲々

タル案デアルト云フコトヲ斷言シナケレバ
ナラナイノデアリマス、即チ生産者本位
デアリ利潤確立ノ爲ニ利潤ヲ保護スル、所
謂資本家本位ノ産業合理化ノ實現デアルト
云フコトヲ言ハナケレバナナナイノデア
リマス、無統制狀態ハ何ヲ現ハスカト申シ
マスルナラバ、勿論其處ニ自由競争ヲ現ハ
スモノデアリマス、自由競争ノ結果自ラ進
ム途ハ獨占産業狀態デアリ、獨占産業狀態
ニ進シテ參リマスルナラバ、利潤ヲ獲得ス
ル爲ニ金融資本ノ産業統制ト云フコトガ、
ヤハリ自ラ現ハレテ來ナケレバナナナイ、
産業資本ニ依リマシテ、今マデハ亂立狀態
デアリマシタモノガ、企業ノ集中ト産業合
理化、及ビ資本ノ確立ニ依リマシテ、金融資
本ノ産業統制ガ其處ニ現ハレテ來ナケレバ
ナラナイノデアリマス、斯様ニナツテ參リマ
スルナラバ、ドウシテモ此利潤ト云フコト
ヲ目標ト致シテ進シ行カナケレバナナ
イ、隨テ茲ニ生産費ノ切下ヨリモ、「コス
ト」ノ切下ヨリモ、市價ノ吊上ト云フコトヲ
基準トシテ行カナケレバ、利潤本位ノ産業
統制ト云フモノハ現ハレルコトガ出來ナ
イ、利潤ヲ十分ニ充實セシメル爲ニハ、市
價ノ吊上ヲ圖テ行カナケレバナナナイ、吊
上ヲ圖ル爲ニハ産業統制、即チ金融資本ノ
産業統制ヲ法律ニ依テ確立シテ行クト云
フノガ、即チ現内閣ノ産業政策デアルト云
フコトヲ看破致シテ行カナケレバナナ
イノデアリマス、此爲ニハ何等消費者ノ立場
ヲ考慮シテ居ナイ、消費者ガ窮乏ノ下ニ底
ニ陷テモ、是等ハ少シモ考慮スル必要ガナ
イ、隨テ自由競争ノ結果、現ハレテ參リマ
スル所ノ「カルテル」ヲ助成スル案デアルト
云フコトハ、是等ノ經過ニ依テ明瞭ニ斷言
スルコトガ出來ルノデアリマス

政府ハ或ハ本案ハ「カルテル」ヲ助成スル
ノデハナクシテ、「カルテル」ニ依ル所ノ獨
占狀態ヲ制限スルモノデアルト云フヤウナ
説明ヲシタト、先程委員長ハ報告セラレテ
居リマスケレドモ、實際ノ經過ヲ考ヘテ見
マスルナラバ、本案ハ「カルテル」ヲ助成法
デアッタト云フコトハ、事實ニ依テ明瞭ニ
之ヲ論斷シ得ルト考ヘルノデアリマス、即
チ「カルテル」ハ此資本主義經濟組織ニ於ケ
ル資本家ノ利潤ヲ擁護スル爲メノ資本家自
衛法デアリ、資本家自衛ノ方法トシテ「カ
ルテル」ガ現ハレテ來ルコトハ、各種ノ事
實ニ依テ之ヲ認メルコトガ出來ルノデア
リマスルカラシテ、本案ハ明カニ資本家ノ
保護法デアリ、資本家ノ利潤ヲ確立セシメ
ル所ノ案デアルトハ、一點疑ノナイ事實
デアルト言ハザルヲ得ナイノデアリマス、各
津崎君モ此點ハ申サレマシタケレドモ、各
國ニ於ケル今日ノ情勢ハ「カルテル」ヲ制限
シテ行カナケレバナナナイ、自由競争ノ結
果獨占利潤ヲ獲得シナケレバナナナイ産業
狀態ニ對シマシテ、國家ガ統制ヲシヨウト
云フ其精神ハ、獨占利潤ヲ排撃致シマシテ、
即チ「カルテル」ヲ制限致シマシテ、一般ノ
消費者階級ノ立場ヲ考慮シテ行カナケレバ
ナラナイト云フ趨勢ニナツテ居ルコトハ、申
スマデモナイ事實デアリマス、英國ニ於ケ
ル、千九百二十九年十二月十一日ニ發表致
サレマシタ所ノ炭坑法ニ依リマスルナラ
バ、明カニ此「カルテル」ヲ制限シ、消費者ノ
立場ヲ十分ニ考慮シテ行カナケレバナナ
ト云フコトハ、此意味ニ於テモ明カニナ
テ居ルノデアリマス、即チ其一節ヲ見マス
ルト、炭坑主ノ團體ガ出炭量ヲ價格ヲ決定
スル爲メ、自然炭價吊上ヲ爲サントスルヲ
防止スルヲ主要任務トスル、斯ウ云フヤウ
ナ意味ガ、此炭坑法ノ中ニ現レテ居ルノデ
アリマス、隨テ全體ノ趨勢ハ「カルテル」ヲ
成デハナクシテ「カルテル」ヲ制限スルモノ
デナケレバナナナイ、「カルテル」ヲ制限シ、
利潤獨占ニ制肘ヲ加ヘテ行カナケレバナ
ナイ、制肘ヲ加ヘルコトニ依テ、今日ノ産
業狀態ヲ統制シテ行カナケレバナナト云
フコトガ、今日資本主義國ニ於ケル經濟界

ノ建前ニナツテ居ルノデアリマス、私共ハ是
ニ於テ本案ヲ考ヘテ見マスルナラバ、本案
ハ斯ウ云フヤウナ資本主義國ニ於テ執
居リマスル事情ニモ悖ルノミナラズ、之ニ
比ベマシテ極メテ反動的ナ特殊ナ資本家ヲ
擁護シ、其利潤ヲモ尙ホ確立セシメントスル
特殊ノ、即チ世界ニ類例ノナキ所ノ資本家
擁護案デアルト論斷シナケレバナナナイノ
デアリマス
更ニ又本案ノ内容ヲ見マスルナラバ、總
テハ統制委員會ニ於テ之ヲ決定スルコトニ
ナツテ居ルノデアリマス、併ナガラ今マデ
ノ事實ヲ見マスルナラバ、統制委員會ナル
モノガ、果シテ此法案ノ第二條及第三條
ニ現サレテ居リマスルヤウナ公平ナル及ビ
正シキ分配、左様ナル問題ニ付テ正シキ
處置ヲシタカドウカト云フコトハ、大ニ疑
ハザルヲ得ナイノミナラズ、逆ニ是ハ資本
家ノ利益ヲ擁護スル代辯者トナツタト云フ
事實ハ、明瞭ニ之ヲ知ルコトガ出來ルノデ
アリマス、例ハ労働組合法案ニ於ケル所
ノ委員會、或ハ船員保險法案ニ於ケル所
ノ委員會、社會政策會議ニ於ケル所ノ案ガ、
ドウ云フヤウナ案デアッタカト云フコトハ、
皆御承知ノ通りデアリ、總テ是ハ資本家
ノ立場ヲ擁護シテ居ルノデアリ、労働組
合ノ本質、船員保險ノ本質ヲ明カニ致シマ
スヨリモ、資本家ノ立場ヲ擁護スルコトノ
濃厚ナル案デアッタト云フコトハ、今マデ
ノ事實ニ於テ明瞭ニ致スコトガ出來ルノデ
アリマス、而モ此社會政策會議ニ於テ決
定セラレマシタル其案ガ、更ニ政府案トナ
テ議會ニ上程セラレタル時ニハ、其案自
體モ既ニ骨抜きトナツテ、ソコニ於テ主要
トサレテ居ル所ノ條項モ、スッカリ削除セ
ラレタト云フヤウナ事實ヲ見マスルナラ
バ、本案ニ現レテ居リマスル産業統制委員
會、或ハ是等ニ類スル各種ノ委員會ナルモ
ノハ、無産階級ノ生活權、無産階級ノ立場
ヲ何等考慮セズシテ、資本家階級ノ利益ノ

ミヲ擁護セル、極メテ偏頗ナル處置ヲ執ツタ
委員會デアットコトハ、今マデノ事實ニ依
テ明瞭ニ證明スルコトガ出來ルト私ハ思フ
ノデアリマス、即チ千九百二十九年ノ英國
炭坑法ノ内容ヲ更ニ調ベテ、之ト比較致シ
テ見マスルナラバ、是等ノ法案ニ於キマシ
テハ、其委員會ノ構成ヲ明カニ致シテ居リ
マス、若シ此炭坑ニ於テ爭議ノ起リマシタ
時ニハ、爭議ニ對スル委員會ハ、斯様ナ
成デヤツテ行カナレバナラナイ、十七名
ノ委員ノ中ニハ、労働者代表、或ハ鑛山
所有者ノ代表、斯様ニシテ總テ此委員ノ構
成マデ明カニ致シテ居リマス、獨逸ニ於ケ
ル石炭委員會ニ於ケル六十名ノ委員ノ構成
ヲ見マスルト、ヤハリ労働者側カラハ、六
十名ノ中ノ半分、三十名ノ委員ヲ出スト云
フ、構成ヲ明瞭ニ致シテ居ルノデアリマス、
所ガ本案ニ於ケル所ノ統制委員會ハ、極メ
テ漠然タルノミナラズ、常ニソレハ資本家
ノ手代デアリ、代辯者タル事實ヲ明カニシ
得ルヤウナ構成ニナツテ居ルト云フコトハ、
本案ガ即チ資本家擁護デアリ、利潤本位ノ
統制案デアルト云フ事實ヲ、如實ニ物語
テ居ルト云フコトヲ言ハザルヲ得ナイノデ
アリマス、更ニ又之ヲ五年ニ限定ヲ致シテ
居ルト云フコトヲ考ヘテ見ナレバナラナイ、
五年ニ限定ヲ致シテ居ル事實ハ、當面
ノ、一時的間ニ合セノ案デアル、今日自由競
争、亂立ノ結果、其被害ヲ受ケテ居リマス
ル所ノ資本家ヲ、一時的ニ救済スル爲ノ利
潤本位ノ案デアルト云フコトハ、期限ヲ限
定シタコトニ依テ證明シ得ルト言ハナケ
レバナラス、「カルテル」助成法デアルト云
フ事實ガ、此年限ヲ限定シタコトニ依ッテ
證明セラレバ、「カルテル」ヲ制限スルモノ
デアラナラバ、ドン／＼之ヲ制限シ、更ニ
其制限ガ資本主義ニ對スル制限ナルノミ
ナラズ、更ニ進ンデハ今日社會主義經濟統
制マデ進ンデ行ク前提ナラナレバナラ
ナイノニモ拘ラズ、本案ガ年限ヲ限定シタ

コトハ、明カニ利潤本位、資本家擁護ノ統
制デアルト云フ事實ヲ明瞭ニ語テ居ルト
云フコトヲ、私ハ信ジテ疑ハナイノデアリマ
ス、私ハ斯様ニ考ヘマスルナラバ、本案ハ產
業合理化ノ中、特ニ市價約上下云フコトニ重
點ヲ置キ居ルノデアル、市價約上ニ重點ヲ置
キテ居リマスカラ、資本家ノ利潤ヲ擁護ス
ルト云フコトニナツテ來ル、斯様ナ資本主
義ノ統制デハ、今日ノ經濟恐慌ニ對シテ何
等ノ價值ノナイノミナラズ、更ニ此恐慌ヲ
深刻ニ蔓延セシムルノミナラズ、救フコト
ノ出來ナイ經濟恐慌ノ激化状態ガ、茲ニ現
レテ來ルト云フコトヲ言ハザルヲ得ナイノ
デアリマス

是ニ於テ吾々ハ考ヘル、資本主義經濟統
制デハ、資本主義産業統制デハ、到底此當
面セル經濟恐慌ニ對シテ、何等ノ處置ヲ致
スコトガ出來ナイ、更ニ之ヲ激化シ、失業
者ヲ激増シ、破産者、倒産者ノ數ヲ増スノ
ミデアル、之ニ代ルモノハ何デアリマセウ
カ、即チソレハ社會主義經濟統制デナレ
バナラナイ、國家ハ社會主義的統制經濟ニ
依ッテ、新シキ産業體系ヲ立テ、行カナケ
レバナラナイノデアリマス、資本家ノ利潤
本位ヲ制限スル案ヲ立テ、行カナケレバナ
ラナイ、例ヘバ炭坑ニ付キマシテモ、炭坑
ハ國家ガ之ヲ持ツヤウニシテ行カナケレバ
ナラナイ、即チ炭坑ハ國有デナケレバナラ
ナイ、重要産業ノ社會化デナケレバナラ
ナイノデアリマス、重要産業ヲ社會化シ、國家
統制ノ下ニ、獨占利得ヲ制限スル案デナケレ
バナラナラナイノデアリマス、社會主義經濟
組織ヲ以テ行キマス所ノ統制經濟コソハ、
今日ノ恐慌經濟ニ對スル所ノ、新シキ場面
ヲ展開スル唯一ノ方法デアルト云フコト
ヲ、私ハ信ジテ疑ハナイノデアル、隨テ電
力、或ハ瓦斯、民衆ノ生活ニ缺クベカラザ
ル所ノ各種ノモノニ付キマシテハ、何等今
日ニ於テハ、國家ハ統制ヲ致シテ居リマセ
ス、是等ハ總テ獨占事業ニ一任致シテ居リ

マス、電力ヲ見マスルナラバ、ヤハリ是ハ
資本家ノ商品トナツテ居ル、資本家ノ金儲
ケトナツテ居ルノデアリマス、瓦斯ニ付キ
マシテモサウデアアル、今日瓦斯事業ヲ見マ
スナラバ、色々問題ガ現ハレテ居リマス
レドモ、ヤハリ是ハ資本家ノ利潤ノ事業ト
ナツテ居ルノデアリマス、民衆ノ生活ニ缺ク
ベカラザル所ノ、是等ノ産業ニ付キマシテ、
何等國家ハ統制ノ力ヲ及ボシテ居ナイノデ
アリマス、總テ是等重要産業ニ對シマシテ
國家統制ヲ及ボシ、所謂重要産業ノ社會
化、社會主義經濟ヲ以テ行クニアラザレ
バ、斷ジテ今日ノ此恐慌ヲ切開クコトハ出
來ナイト云フコトヲ、私ハ確信シテ疑ハナ
イノデアリマス

以上ノ如キ理由ニ依リマシテ、私ハ此重
要産業統制案ニ絕對反對ヲ叫ブ者デアリマ
ス、絕對反對ヲ叫ビマシテ、新シキ社會主
義經濟ノ統制ヲ以テ行クニアラザレバ、日
本ノ今日ノ經濟状態ヲ新シクスルコトガ出
來ナイト云フコトヲ申上ゲマシテ、本案ニ
對スル反對理由ト致ス次第デアリマス

○議長(藤澤幾之輔君) 討論ハ終結致シマ
シタ、本案ノ第二讀會ヲ開クニ賛成ノ諸君
ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○議長(藤澤幾之輔君) 起立多數デアリマ
ス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ
タ

○作田高太郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ
開カレンコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キマス

重要産業ノ統制ニ關スル法律案 第二讀會

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議モアリ
マセヌカラ、委員長報告通り決シマシタ、

是ニテ本案ノ第二讀會ハ終リマシタ

○作田高太郎君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ
開カレンコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直チニ第三讀會ヲ開キマス

重要産業ノ統制ニ關スル法律案 第三讀會

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、第二讀會議決ノ通り可決確定
致シマシタ

○作田高太郎君 議事日程變更ノ動議ヲ提
出致シマス、即チ此際日程ノ順序ヲ變更シ、
請願第一乃至第五百一十一ヲ繰上ゲ、其審議
ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、請願
第一乃至第五百一十一ハ請願特別報告デアリ
マスカラ、例ニ依リ一括議題トナシ、委員
長ノ報告ヲ求メマス、委員長菅村太事君

請願

第一 (特別報告第二號) 恩給法中一部
改正ニ關スル請願外一件 (委員長報告)

第二 (特別報告第四號) 元屯田兵豫備
役服務期間ヲ公務員在職年ニ通算ノ
請願 (委員長報告)

第三 (特別報告第五號) 准教員ニ對シ恩
給支給ニ關スル請願 (委員長報告)

第四 (特別報告第六號) 元屯田兵恩給
受領者ニ對シ恩給法改正實施ニ至ル
迄ノ恩給支給ノ請願外一件 (委員長報告)

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、委員長報告通り決シマシタ、

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、第二讀會議決ノ通り可決確定
致シマシタ

○作田高太郎君 議事日程變更ノ動議ヲ提
出致シマス、即チ此際日程ノ順序ヲ變更シ、
請願第一乃至第五百一十一ヲ繰上ゲ、其審議
ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、請願
第一乃至第五百一十一ハ請願特別報告デアリ
マスカラ、例ニ依リ一括議題トナシ、委員
長ノ報告ヲ求メマス、委員長菅村太事君

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、委員長報告通り決シマシタ、

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、委員長報告通り決シマシタ、

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、委員長報告通り決シマシタ、

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、委員長報告通り決シマシタ、

第五 (特別報告第七號) 貴族院伯子男爵議員選舉規則改正ノ請願

第六 (特別報告第八號) 貴族院佛教各宗派管長議員五選規則制定ノ請願

第七 (特別報告第九號) 國旗崇敬並其ノ取扱ニ關スル請願

第八 (特別報告第一〇號) 地久節ヲ國家ノ祝日ト爲スノ請願

第九 (特別報告第一一號) 官吏ノ減俸ニ關スル請願

第十 (特別報告第一二號) 舊藩負債償還處分未済ノ分ニ對シ補償交付ノ請願

第十一 (特別報告第一三號) 貯蓄銀行カ預ケ入レタル預金ニ對スル所得稅及資本利子稅免除ノ請願

第十二 (特別報告第一四號) 農家ノ負擔輕減ニ關スル請願

第十三 (特別報告第一五號) 佐伯稅務署復活ノ請願

第十四 (特別報告第一六號) 東亞保民會設立ニ關シ國家の援助ノ請願

第十五 (特別報告第一七號) 伊勢神宮御料田ノ恢弘ニ關スル請願

第十六 (特別報告第一八號) 鳥見靈時址保存顯彰ニ關スル請願

第十七 (特別報告第一九號) 土津神社ヲ別格官幣社ニ昇格ノ請願

第十八 (特別報告第二〇號) 冷泉神社創建ノ請願

第十九 (特別報告第二一號) 婦人ニ衆議院議員選舉權及被選舉權付與ノ請願

第二十 (特別報告第二二號) 天橋立ヲ國立公園ニ指定ノ請願

第二十一 (特別報告第二三號) 御尊影取扱取締法制定ニ關スル請願

第二十二 (特別報告第二四號) 夕張川治水工事速成並逆水堤防施工ノ請願

第二十三 (特別報告第二五號) 米穀及蠶絲專賣法制定ノ請願

第二十四 (特別報告第二六號) 國有林特別處分緣故特賣ノ請願

第二十五 (特別報告第二七號) 中南米地方賣藥販路擴張ニ關シ國費補助ノ請願

第二十六 (特別報告第二八號) 軍人傷痍記章令改正即行ニ關スル請願

第二十七 (特別報告第二九號) 舊軍馬補充部六原支部用地拂下ノ請願

第二十八 (特別報告第三〇號) 東安居村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願

第二十九 (特別報告第三一號) 中夜久野村ニ郵便取扱所設置ノ請願

第三十 (特別報告第三二號) 西濱村ニ三等郵便局設置ノ請願

第三十一 (特別報告第三三號) 長谷村ニ郵便局設置ノ請願

第三十二 (特別報告第三四號) 大内村ニ無集配郵便局設置ノ請願

第三十三 (特別報告第三五號) 海部村ニ電信取扱三等郵便局設置ノ請願

第三十四 (特別報告第三六號) 山之内郵便取扱所ヲ無集配三等郵便局ニ改定ノ請願

第三十五 (特別報告第三七號) 御所郵便局ニ集配事務開始ノ請願

第三十六 (特別報告第三八號) 札鶴郵便局ニ集配事務開始ノ請願

第三十七 (特別報告第三九號) 月形郵便局ニ集配事務開始ノ請願

第三十八 (特別報告第四〇號) 千種郵便局ニ電信事務開始ノ請願

第三十九 (特別報告第四一號) 舊韓國將校並相當官及准士官ニ扶助金下賜ノ請願

第四十 (特別報告第四二號) 樺太中央橫斷鐵道敷設ノ請願

第四十一 (特別報告第四三號) 泊居港修築ノ請願

第四十二 (特別報告第四四號) 幕別村ニ區裁判所出張所設置ノ請願

第四十三 (特別報告第四五號) 川邊町ニ區裁判所出張所設置ノ請願

第四十四 (特別報告第四六號) 中川村字譽平ニ區裁判所出張所設置ノ請願

第四十五 (特別報告第四七號) 加美村ニ區裁判所出張所設置ノ請願

第四十六 (特別報告第四八號) 師崎町ニ區裁判所出張所設置ノ請願

第四十七 (特別報告第四九號) 財團法人日本少年指導會ニ對シ國庫ヨリ助成金下付ノ請願

第四十八 (特別報告第五〇號) 權利者ヲ確證スルコト能ハサル運送品寄託品ノ處分ニ關スル請願

第四十九 (特別報告第五一號) 長崎縣ニ高等水產教育機關設置ノ請願

第五十 (特別報告第五二號) 宗教法制定ニ關スル請願

第五十一 (特別報告第五三號) 孝子祭制定並孝子追賞ニ關スル請願

第五十二 (特別報告第五四號) 寺院佛堂國有現境内地並墓地無償下戻ノ請願

第五十三 (特別報告第五五號) 落合高梁間鐵道敷設ノ請願

第五十四 (特別報告第五六號) 雨龍美深間鐵道敷設ノ請願

第五十五 (特別報告第五七號) 大開港田名部驛間鐵道敷設ノ請願

第五十六 (特別報告第五八號) 伊集院樋脇間鐵道敷設ノ請願

第五十七 (特別報告第五九號) 帖佐入來間鐵道敷設ノ請願

第五十八 (特別報告第六〇號) 須佐町宇田鄉村間鐵道速成ノ請願

第五十九 (特別報告第六一號) 遠別線分岐點ヲ宗谷本線幌延驛ニ設置ノ請願

第六十 (特別報告第六二號) 北方村字曾木ニ停車場設置ノ請願

第六十一 (特別報告第六三號) 茅ヶ崎町雲雀ヶ岡ニ停車場設置ノ請願

第六十二 (特別報告第六四號) 南遊佐村ニ停車場設置ノ請願

第六十三 (特別報告第六五號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第六十四 (特別報告第六六號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第六十五 (特別報告第六七號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第六十六 (特別報告第六八號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第六十七 (特別報告第六九號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第六十八 (特別報告第七〇號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第六十九 (特別報告第七一號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第七十 (特別報告第七二號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第七十一 (特別報告第七三號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第七十二 (特別報告第七四號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第七十三 (特別報告第七五號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第七十四 (特別報告第七六號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第七十五 (特別報告第七七號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第七十六 (特別報告第七八號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第七十七 (特別報告第七九號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第七十八 (特別報告第八〇號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第七十九 (特別報告第八一號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第八十 (特別報告第八二號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第八十一 (特別報告第八三號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第八十二 (特別報告第八四號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第八十三 (特別報告第八五號) 鶴ヶ坂信號場ヲ簡易停車場ニ變更ノ請願

第六十四 (特別報告第八四號) 石谷信
號所ヲ停車場ニ變更ノ請願 (委員長報告)

第六十五 (特別報告第八五號) 清水川
信號所ヲ停車場ニ變更ノ請願 (委員長報告)

第六十六 (特別報告第八六號) 花崗岩
石材鐵道輸送賃金半減ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十七 (特別報告第八七號) 國民負
擔ノ輕減ニ關スル請願 (委員長報告)
第六十八 (特別報告第八八號) 濟生會
診療機關用地免租ノ請願 (委員長報告)

第六十九 (特別報告第八九號) 毛織物
消費稅撤廢ノ請願 (委員長報告)
第七十 (特別報告第九〇號) 再製下等
毛絹麻原料トスル織物消費稅免除
ノ請願 (委員長報告)

第七十一 (特別報告第九一號) 人造絹
絲保稅工場許可促進ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十二 (特別報告第九二號) 釜石港
開港指定並稅關官署設置ノ請願 (委員長報告)

第七十三 (特別報告第九三號) 富士山
ヲ中心トスル國立公園設定ノ請願 (委員長報告)

第七十四 (特別報告第九四號) 新聞雜
誌等ニ謹載セラルル御尊影取扱並紀
元年號西曆年號併用ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十五 (特別報告第一〇一號) 信樂
町外四箇村ニ砂防工事施行ノ請願 (委員長報告)

第七十六 (特別報告第一〇三號) 順別
河口改修ノ請願 (委員長報告)

第七十七 (特別報告第一〇四號) 新宮
川治水工事急施ノ請願 (委員長報告)

第七十八 (特別報告第一〇五號) 江丹
別村神居村間石狩川架橋ノ請願 (委員長報告)

第七十九 (特別報告第一〇六號) 留萌
港外港海陸連絡設備施行ノ請願 (委員長報告)

第八十 (特別報告第一〇七號) 施療患
者獨立心擁護ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十一 (特別報告第一〇八號) 地方
改善育英資金増額ノ請願 (委員長報告)

第八十二 (特別報告第一〇九號) 農村
救済ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十三 (特別報告第一一〇號) 玄米
主食獎勵法規定ノ請願 (委員長報告)

第八十四 (特別報告第一一一號) 漁業
遭難死亡者遺族救済法並獎勵漁船
保險法制定ノ請願 (委員長報告)

第八十五 (特別報告第一一二號) 海獸
獵業者救済ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十六 (特別報告第一一三號) 枝幸
漁業組合分離ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十七 (特別報告第一一四號) 重要
物產同業組合合法改正ノ請願 (委員長報告)

第八十八 (特別報告第一一五號) 佐世
保市祇園町陸軍火藥庫移轉ニ關スル
請願 (委員長報告)

第八十九 (特別報告第一一六號) 要田
村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第九十 (特別報告第一一七號) 遙堀村
ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第九十一 (特別報告第一一八號) 良川
郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第九十二 (特別報告第一一九號) 江原
郵便取扱所昇格ノ請願 (委員長報告)

第九十三 (特別報告第一二〇號) 土田
郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第九十四 (特別報告第一二一號) 大社
驛前郵便局ニ電信電話事務開始ノ請
願 (委員長報告)

第九十五 (特別報告第一二二號) 釧路
市ニ於ケル電燈料ノ裁定ニ關スル請
願 (委員長報告)

第九十六 (特別報告第一二三號) 樺太
眞岡町ニ電氣車ヲ許可スルノ請願
(委員長報告)

第九十七 (特別報告第一二四號) 知取
町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第九十八 (特別報告第一二五號) 義務
教育費國庫負擔法施行ニ關スル件
中一部改正ノ請願外一件 (委員長報告)

第九十九 (特別報告第一二六號) 帝國
大學ニ皇漢醫學講座新設ノ請願
(委員長報告)

第一百 (特別報告第一二七號) 平驛東部
踏切改修ノ請願 (委員長報告)

第一百一 (特別報告第一二八號) 喜茂別
辨邊間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第一百二 (特別報告第一二九號) 德島市
北佐古町ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第一百三 (特別報告第一三〇號) 要田村
ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第一百四 (特別報告第一三一號) 吹來恩
根内間ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第一百五 (特別報告第一三二號) 江丹別
村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第一百六 (特別報告第一三三號) 軍人傷
痍記章令改正即行ニ關スル請願外九
件 (委員長報告)

第一百七 (特別報告第一三四號) 煉乳原
料砂糖戻稅法中一部改正ノ請願
(委員長報告)

第一百八 (特別報告第一三五號) 官幣大
社霧島神宮御禮遇ニ關スル請願
(委員長報告)

第一百九 (特別報告第一三六號) 名寄支
廳設置ノ請願 (委員長報告)

第一百十 (特別報告第一三七號) 利根川
下流沿岸逆水防除工事施行ノ請願外
一件 (委員長報告)

第一百十一 (特別報告第一三八號) 中津
川改修ノ請願 (委員長報告)

第一百十二 (特別報告第一三九號) 十勝
川治水工事速成ノ請願 (委員長報告)

第一百十三 (特別報告第一四〇號) 砂川
新十津川間石狩川架橋ノ請願
(委員長報告)

第一百十四 (特別報告第一四一號) 政府
買上米検査緩和ニ關スル請願
(委員長報告)

第一百十五 (特別報告第一四二號) 久遠
村漁業組合ニ專用漁業權免許ノ請願
(委員長報告)

第一百十六 (特別報告第一四三號) 水産
會法中一部改正其ノ他ニ關スル請願
(委員長報告)

第一百十七 (特別報告第一四四號) 湯立
驛附近ニ無集配三等郵便局設置ノ請
願 (委員長報告)

第一百十八 (特別報告第一四五號) 眞瀧
村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第一百十九 (特別報告第一四六號) 鴨庄
村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第一百二十 (特別報告第一四七號) 西谷
郵便局ニ集配事務開始ノ請願
(委員長報告)

第一百二十一 (特別報告第一四八號) 相
生郵便局ニ集配事務開始ノ請願
(委員長報告)

第二百二十二 (特別報告第一六八號) 勸
郵便局ニ集配事務復活ノ請願 (委員長報告)

第二百二十三 (特別報告第一六九號) 斜
古丹村ニ無線電信設置ノ請願 (委員長報告)

第二百二十四 (特別報告第一七〇號) 落
石燈臺ニ霧笛施設ノ請願 (委員長報告)

第二百二十五 (特別報告第一七一號) 航
空行政統一ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百二十六 (特別報告第一七二號) 樟
太久春内眞縫間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第二百二十七 (特別報告第一七四號) 大
橋村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百二十八 (特別報告第一七五號) 下
川根村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百二十九 (特別報告第一七六號) 土
幌村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百三十 (特別報告第一七七號) 豐頃
村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百三十一 (特別報告第一七八號) 海
老町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百三十二 (特別報告第一七九號) 郡
山區裁判所管轄區域擴張ノ請願 (委員長報告)

第二百三十三 (特別報告第一八〇號) 深
川町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百三十四 (特別報告第一八一號) 瀧
州町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第三百三十五 (特別報告第一八二號) 福
島地方裁判所白河支部存置ニ關スル
請願 (委員長報告)

第三百三十六 (特別報告第一八三號) 山
陰本線折居驛大貨物取扱ノ請願 (委員長報告)

第三百三十七 (特別報告第一八六號) 桑
園線路間鐵道工事促進ニ關スル請願
外一件 (委員長報告)

第三百三十八 (特別報告第一八八號) 仙
崎驛長門三隅驛間ヲ連絡スル廻港線
鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百三十九 (特別報告第一九一號) 沼
田佐久間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第四百四十 (特別報告第一九三號) 尻内
大館間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第四百四十一 (特別報告第一九四號) 砂
川瀧川間複線敷設ノ請願 (委員長報告)

第四百四十二 (特別報告第一九五號) 本
輪西驛構内線路引下施工ノ請願 (委員長報告)

第四百四十三 (特別報告第一九六號) 矢
神村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第四百四十四 (特別報告第一九七號) 十
六合村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第四百四十五 (特別報告第一九八號) 三
成村字堀越、矢谷方面ニ停車場設置
ノ請願 (委員長報告)

第四百四十六 (特別報告第一九九號) 母
戀町ニ簡易停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第四百四十七 (特別報告第二〇〇號) 城
端白鳥間ニ自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第四百四十九 (特別報告第二〇四號) 公
務員ノ減俸ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百五十 (特別報告第二〇七號) 軍人
傷痍記章令改正即行ニ關スル請願外
一件 (委員長報告)

第五百五十一 (特別報告第二〇八號) 義
務教育費國庫負擔法施行ニ關スル件
中一部改正ノ請願外一件 (委員長報告)

〔本日ノ請願日程目録〕 第一號特別報
告意見書ハ浩瀧ニ互ルヲ以テ次號ノ速
記録ニ掲載ス

〔菅村太事君登壇〕
○菅村太事君 只今上程致サレマシク請願
特別報告ニ付テ御報告ヲ致シマス、御承知
ノ如ク請願ハ至テ多數ノ案件デアリマス
ガ故ニ、詳細ヲ盡スコトハ到底短時間デハ
爲シ得ナイノデアリマス、故ニ此場合時間
ヲ成ベク尊重スル意味ニ於キマシテ、最も
重要ト致シテ居ル事柄ニ付テノ御報告ヲ
申上ゲマス、昨日迄ニ受理致シマシク請願
ノ件數ハ一千二百二十五件デアリマシテ、請
願者ノ數ニ致シマスト七十一万一千三百三十九
人デアリマス、今日迄ノ審査、審議ノ終了
致シマシクモノハ九百二十四件デアリマシ
テ、此内譯、採擇致スベキモノト決定致サ
レマシクモノガ八百八十七件、政府ニ參考
トシテ送付スベキモノト決定セラレタルモ
ノガ二十二件デアリマス、十四件ハ採擇ス
ベカラズト決定致シ、取下ヲ許可スベキモ
ノト決定シタルモノガ三件デアリマス、申
スマデモナク請願ハ多數國民ノ熱烈ナル聲
デアリマス、何卒適當ナル審議ヲセラレ
コトヲ、委員長ヨリ特ニ本會ニ御願致ス次
第デアリマス

尙ホ最後ニ一言申シマスルガ、第五十六
議會ニ於ケル請願ノ採擇ニ於キマシテ、政
府ハ如何ナル審査ノ經過ニナッテ居リマス

ルカヲ、此議會中適當ノ機會ニ於テ、御取
扱方ヲ御報告アラシコトヲ切望シテ置キマ
ス、以上御報告致シマス

○議長(藤澤幾之輔君) 只今委員長ノ報告
ニ係ル各請願ハ、委員長報告ノ通り採擇ス
ルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、請願ハ總テ委員長ノ報告通り採擇ス
ルニ決シマシク

○作田高太郎君 議事日程變更ノ動議ヲ提
出致シマス、即チ此際日程ヲ變更シ、政府
提出、入營者職業保障法案ヲ議題トナシ、
委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレ
ンコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、入營
者職業保障法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマ
ス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長三
浦虎雄君

入營者職業保障法案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書
一入營者職業保障法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月十四日
委員長 三浦 虎雄

衆議院議長藤澤幾之輔殿
(小字及一ハ委員會修正)
入營者職業保障法案中左ノ通修正ス
第七條 本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣、
市町村其ノ他之ニ準ズル又ハ公吏ニ準ジ
取扱フコトヲ要スル者ニ付
タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲
スコトヲ得

市町村其ノ他之ニ準ズル又ハ公吏ニ準ジ
取扱フコトヲ要スル者ニ付
タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲
スコトヲ得

タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲
スコトヲ得

タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲
スコトヲ得

タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲
スコトヲ得

タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲
スコトヲ得

タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲
スコトヲ得

タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲
スコトヲ得

タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲
スコトヲ得

タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲
スコトヲ得

タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲
スコトヲ得

タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲
スコトヲ得

〔三浦虎雄君登壇〕

○三浦虎雄君 只今上程致サレマシタ入營者職業保障法案ノ、委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本法案ノ目的並ニ内容ニ付キマシテハ、既ニ提案ノ當時ニ於キマシテ、陸軍大臣ノ説明ニ依リテ明白デアリマス、而シテ又委員會ニ於ケル適切且ツ詳細ナル質問ニ付キマシテハ、速記録記載ノ通りデアリマスルカラ總テ之ヲ省略致シマス

唯一ツ御報告ヲ申上ゲテ置カナケレバナラナイ事柄ハ、此法案ノ根幹ニ對スル所ノ質問デアリマシタ、ソレハ政友會ノ宮脇君ニ依テ質問デアリマスルガ其質問ノ内容ハ、此法案ノ實施後ニ於ケル效果果シテ如何ト云フノデアリマス、即チ此兵役ノ義務ニ服スル所ノ壯丁ハ、入營ニ際シマシテハ雇主カラハ解雇セラレ、而シテ滿期ニ當リマシテハ失業スルコト云フ、此不都合ナル所ノ社會現象ヲ除クコト云フ此法案ノ目的ハ、極メテ結構ナコトデアリマスルケレドモ、併ナガラ此法案ノ結果、此雇主ノ多數ヲ占ムル所ノ、比較的資力ノ乏シイ所ノ中小商工業者ガ、此法案ノ適用ヲ避ケンガ爲ニ、入營前ノ壯丁ヲ雇入レト云フコトヲ避ケル結果ヲ生ジハシナイカ、若シサウナリマスルト、入營前ノ壯丁ハサウデナクテモ、就職難ノ今日ニ於キマシテ、就職ヲ得難イコト云フ結果ニナルガ、果シテ如何ト云フ所ノ質問ガゴザイマシタ、之ニ對スル政府ノ答辯ハ、努メテ左様ナ弊害ノナイヤウニ努力ヲ致シマシテ、サウシテ入營前並ニ滿期後ノ壯丁ノ生活ヲ保障スルコト云フコトニ、極力努力スルコト云フ辯明ガアリマシタ、更ニ小俣君カラ、此法案第七條ニ對スル修正ガゴザイマシタ、其修正ハ第七條ノ字句ヲ更ニ明確ニスル爲ノ修正デアリマシタ、此點ニ付テハ滿場一致ヲ以テ此修正案ガ可決セラレマシタ、更ニ此第七條ノ修正ヲ除キマシタル他ノ條項ニ付キマシテ、贊

否ヲ問ヒマシタ所ガ、是亦滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ質疑ノ通告ハアリマセヌ、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作田高太郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キマス

入營者職業保障法案 第二讀會(確定議) ○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリマセヌカラ、第三讀會ヲ省略シテ本案ハ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

日程第四、家祿賞典給與未濟ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者栗山資四郎君

第四 家祿賞典給與未濟ニ關スル法律案(栗山資四郎君外四名提出)

第一條 家祿賞典給與未濟ニ關スル法律案 第一條 明治三年九月十日藩制施行以後

家祿賞典給與有シタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治九年太政官第百八號布告及同年太政官第百五十二號布告ニ依リ公債證書ヲ給與スル迄ノ間ニ於テ其ノ祿高ニ對スル全部ノ給與ヲ受ケサル者若ハ相當額ノ給與ニ不足アル者ハ明治三十年法律第五十號家祿賞典給與處分法及明治三十二年法律第八十四號家祿賞典給與處分法施行法ヲ準用シ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ給與ス國事ニ關スル犯罪ノ爲家祿賞典給與沒收セラレタル者亦同シ

第二條 前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取タル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四條 本法施行以前ニ於テ出願又ハ出訴シタル者ハ本法ニ依リ出願又ハ出訴ト看做ス

附則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔栗山資四郎君登壇〕

○栗山資四郎君 私人提案者ノ一人ト致シマシテ、家祿賞典給與未濟ニ關スル法律案ノ趣旨ヲ辯明致シマス、此法案ハ當議會ニ於テ澤山ノ歴史ヲ持テ居リマス、舊ニ四十議會ニ於キマシテハ、建議案トシテ現レテ居リマスルン、ソレカラ第四十六議會ニハ法律案トシテ提出セラレテ居リマス、ソレカラ第五十二議會、ソレカラ第四十六議會、都合法律案ト致シマシテハ、三回程當院ニ提出セラレマシテ、何レモ可決確定トナテ居リマス、其當時ニ於キマシテハ、民政黨ノ方カラハ福田五郎君、政友會ノ方カラハ坂井大輔君カラ、十分ニ趣旨ヲ説明ガシテアリマスルカラ、謂ハバ民政黨、政友會、何レモ異議ナシ所ノ問題デゴザイマス、所ガ惜ムラクハ貴族院ニ回リマシテ、貴族院ノ方デ隨分討議研究モセラレテ居ルヤウデゴザイマスケレドモ、併ナガラ、可決確定ト云フ段取ニナルマデノ餘閑ガナクテ、其儘ニナテ居リマス、ソレニ又候本院カラ之ヲ提出致シマシテ、兩院通過ト云フ段取ニマデ希望シナケレバナラヌ譯デ、本案ヲ提出シタ次第デゴザイマス、是ダケデハ本案ノ内容ハ分リマセヌガ、内容ニ付キマシテハ、諸君既ニ十分御承知ノコトデアリマスカラ、私ハ總テソレヲ省略致シマス

要スルニ本案ハ藩政時代マデニ常備軍デアタ者ニ、家祿賞典給與ニ對シマシテ、金祿公債ノ附與ノシテナイノガアリマス、ソレヲ今日ニ至テ救済シナケレバナラヌ譯ニナテ居リマス、是ハ全國ニ亙テノ問題デアリマス、ドウカ宜シク諸君ノ御賛同ヲ御願致シマス

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ハアリマセヌ

○作田高太郎君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 高田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

日程第五、礦業法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス提出者丹下茂十郎君

第五 礦業法中改正法律案(丹下茂十郎君外一名提出) 第一讀會

礦業法中改正法律案 第一條 礦業法中改正法律案ニ付キマシテ、其提案ノ理由ノ極メテ要點ダケヲ申上ゲタイト存ジマス、本法改正ノ要旨ハ礦業法第八十一條ノ第一項、即チ礦業權者ニハ礦業稅ヲ課ストアリマス、次ニ但シ亞炭礦ニ付テハ此ノ限ニ在ラス、是ダケノ但書ヲ加ヘントスル、極メテ簡單ナ法案デアリマス

諸君御承知ノ通り、礦業法ニ於キマシテハ、礦業權者ニ對シテ礦業稅ヲ徵シテ居ルノデアリマスガ、其礦業稅ハ礦區稅ト礦產稅ト二種ニ相成ッテ居リマス、礦區稅ハ採掘礦區一千坪ニ對シテ、何レノ礦業モ同ジヤウニ三十錢、又本採礦ニ付キマシテハ、採掘區一千坪ニ對シテ何レノ礦業ニ對シテモ

○丹下茂十郎君 只今上程ニ相成リマシタ

礦業法中改正法律案ニ付キマシテ、其提案ノ理由ノ極メテ要點ダケヲ申上ゲタイト存ジマス、本法改正ノ要旨ハ礦業法第八十一條ノ第一項、即チ礦業權者ニハ礦業稅ヲ課ストアリマス、次ニ但シ亞炭礦ニ付テハ此ノ限ニ在ラス、是ダケノ但書ヲ加ヘントスル、極メテ簡單ナ法案デアリマス

諸君御承知ノ通り、礦業法ニ於キマシテハ、礦業權者ニ對シテ礦業稅ヲ徵シテ居ルノデアリマスガ、其礦業稅ハ礦區稅ト礦產稅ト二種ニ相成ッテ居リマス、礦區稅ハ採掘礦區一千坪ニ對シテ、何レノ礦業モ同ジヤウニ三十錢、又本採礦ニ付キマシテハ、採掘區一千坪ニ對シテ何レノ礦業ニ對シテモ

○丹下茂十郎君 只今上程ニ相成リマシタ

礦業法中改正法律案ニ付キマシテ、其提案ノ理由ノ極メテ要點ダケヲ申上ゲタイト存ジマス、本法改正ノ要旨ハ礦業法第八十一條ノ第一項、即チ礦業權者ニハ礦業稅ヲ課ストアリマス、次ニ但シ亞炭礦ニ付テハ此ノ限ニ在ラス、是ダケノ但書ヲ加ヘントスル、極メテ簡單ナ法案デアリマス

諸君御承知ノ通り、礦業法ニ於キマシテハ、礦業權者ニ對シテ礦業稅ヲ徵シテ居ルノデアリマスガ、其礦業稅ハ礦區稅ト礦產稅ト二種ニ相成ッテ居リマス、礦區稅ハ採掘礦區一千坪ニ對シテ、何レノ礦業モ同ジヤウニ三十錢、又本採礦ニ付キマシテハ、採掘區一千坪ニ對シテ何レノ礦業ニ對シテモ

○丹下茂十郎君 只今上程ニ相成リマシタ

礦業法中改正法律案ニ付キマシテ、其提案ノ理由ノ極メテ要點ダケヲ申上ゲタイト存ジマス、本法改正ノ要旨ハ礦業法第八十一條ノ第一項、即チ礦業權者ニハ礦業稅ヲ課ストアリマス、次ニ但シ亞炭礦ニ付テハ此ノ限ニ在ラス、是ダケノ但書ヲ加ヘントスル、極メテ簡單ナ法案デアリマス

諸君御承知ノ通り、礦業法ニ於キマシテハ、礦業權者ニ對シテ礦業稅ヲ徵シテ居ルノデアリマスガ、其礦業稅ハ礦區稅ト礦產稅ト二種ニ相成ッテ居リマス、礦區稅ハ採掘礦區一千坪ニ對シテ、何レノ礦業モ同ジヤウニ三十錢、又本採礦ニ付キマシテハ、採掘區一千坪ニ對シテ何レノ礦業ニ對シテモ

○丹下茂十郎君 只今上程ニ相成リマシタ

礦業法中改正法律案ニ付キマシテ、其提案ノ理由ノ極メテ要點ダケヲ申上ゲタイト存ジマス、本法改正ノ要旨ハ礦業法第八十一條ノ第一項、即チ礦業權者ニハ礦業稅ヲ課ストアリマス、次ニ但シ亞炭礦ニ付テハ此ノ限ニ在ラス、是ダケノ但書ヲ加ヘントスル、極メテ簡單ナ法案デアリマス

諸君御承知ノ通り、礦業法ニ於キマシテハ、礦業權者ニ對シテ礦業稅ヲ徵シテ居ルノデアリマスガ、其礦業稅ハ礦區稅ト礦產稅ト二種ニ相成ッテ居リマス、礦區稅ハ採掘礦區一千坪ニ對シテ、何レノ礦業モ同ジヤウニ三十錢、又本採礦ニ付キマシテハ、採掘區一千坪ニ對シテ何レノ礦業ニ對シテモ

六十錢ノ鑛區稅ヲ徵シテ居ル、而シテ其鑛產物ノ價格、即チ檢定價格ノ百分ノ一ノ稅ヲ鑛產稅トシテ徵シテ居ルノデアリマス、而モ其第二項ニ於キマシテ、金鑛、銀鑛、鉛鑛及ビ鐵鑛ニ付キマシテハ、此鑛產稅ヲ免除スルノ保護ヲ致シテ居ルノデアリマス、私ノ此度提案致シマシタル亞炭鑛ニ關シマシテハ、是ハ諸君モ御承知下サル通り、此亞炭ト云フモノハ炭質ノ極メテ粗惡ナモノデアリマシテ、殆ド工業上ノ原料ニナルベキ品物デアリマセヌ唯此生産地方ノ農家、或ハ勞働者、少シク語弊ガアリマスガ……

〔議長退席、副議長著席〕

下層社會ノ日常ノ炊事用ノ燃料ニ供スルニ過ギナイ、極メテ微々タル鑛物デアアルノデアリマス、而モ此鑛產稅ニ於キマシテハ、只今申上ゲマシタル通り金、銀或ハ鉛、鐵等ノ鑛物ニ付テハ、鑛產稅ヲ免除致シテ居ルニ拘ラズ、斯様ナ極メテ產額モ微々トシテ居リ、鑛物トシテモ殆ド價值ノナイヤウナ鑛物デアアルニモ拘ラズ、是等ノ金銀其他ノ重要ナル鑛物ト同様ナ鑛區稅ヲ徵シ、更ニ一方重要ナル鑛產物ヲ免除致シテ居リマスル鑛產稅ヲ課シテ居ルノデアリマス

今日我國ノ亞炭ノ產出ハ、漸ク總額ニ於キマシテ、十三萬九千噸位、其價額ニ於キマシテ、八十萬圓前後デアリマスガ、其大部分ノ產額ハ愛知、群馬、山形、岐阜、宮城、三重、其他二三府縣ニ僅少ノ產額ヲ有テ居ルダケデアリマシテ、動トモスルト、世間亞炭ト云フモノハ、ドンナモノカ知ラナイト云フヤウナ、斯様ナ微々タル鑛物デアアルノデアリマス

斯様ナ次第デアリマシテ、極メテ下層階級ノ日常生活ノ必需品デアルヤウニ思ハレテ居リマスル亞炭ニ付テ、非常ニ重イ所ノ課稅ヲ致シテ居リマスガ故ニ、私ハ斯様ナル鑛物ニ對シテハ、社會政策ノ見地ニ於テ、此鑛區稅及ビ鑛產稅ヲ免除スルト云フ

コトガ、極メテ適當デアルト考ヘル次第デアリマス、此意味ニ於キマシテ、本案ヲ提出致シタルデアリマス、何卒御審議ノ上、社會政策ノ見地ニ重キヲ置カレ諸君ハ、是非御賛成アラント切ニ希望スルモノデアリマス(拍手)

○作田高太郎君 本案ハ藤田若水君外四名提出中央卸賣市場法中改正法律案外一件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○副議長(小山松壽君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタル日程第六、及ビ第七ノ法案ハ、提出者同一ノ議案デアリマス、一括上程スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、日程第六、度量衡法中改正法律案、日程第七、計量士法案、兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——一松定吉君

第六 度量衡法中改正法律案 (一松定吉君提出) 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

度量衡法中改正法律案 第一讀會

ヲ爲スコトヲ業トスルモノトス

第二條 左ノ條件ヲ具フル者ハ計量士タル資格ヲ有ス

一 帝國臣民又ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ外國ノ國籍ヲ有スル者ニシテ

私法上ノ能力者タルコト

二 計量士試驗ニ合格シタルコト

計量士試驗ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ計量士試驗委員ノ詮衡ニ依リ第二條第一項第二號ノ規定ニ拘ラス計量士タル資格ヲ有ス

一 大學令ニ依リ大學ニ於テ物理學又ハ機械學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ

二 一年以上度量衡器及計量器ノ檢定又ハ取締ノ事務ニ從事シタル者

二 專門學校令ニ依リ專門學校ニ於テ機械學ヲ修メ之ヲ卒業シ四年以上度量衡器及計量器ノ檢定又ハ取締ノ事務ニ從事シタル者

三 商工省ニ於ケル度量衡講習ヲ修了シ八年以上度量衡器及計量器ノ檢定又ハ取締ノ事務ニ從事シタル者

四 判任以上ノ官吏(判任官待遇ヲ含ム)トシテ十年以上專ラ度量衡器及計量器ノ檢定又ハ取締ノ事務ニ從事シタル者

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ計量士タル資格ヲ有セス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ二年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者ニシテ刑ヲ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル者

又ハ陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

二 第十一條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者又ハ度量衡法ニ依リ百圓以上ノ罰金ニ處セラレタル者但シ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

三 破産者ニシテ復權セサル者

第五條 計量士タル資格ヲ有スル者ハ計量士登錄簿ニ登錄ヲ受クルコトヲ要ス

計量士ノ登錄ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

計量士ハ其ノ業務ニ關シ計量士ノ稱號ヲ用ウヘシ

第六條 計量士ハ商工大臣ノ監督ニ屬ス

第七條 計量士タル資格ヲ有セスシテ計量士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ一月以上ノ懲役又ハ五百圓以上ノ罰金ニ處ス

第八條 計量士タル資格ヲ有スルモ其ノ登錄ヲ受ケスシテ計量士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ五十圓以上ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第九條 計量士本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲若ハ業務上怠慢、不正ノ行爲アリタルトキハ商工大臣ハ計量士懲戒委員會ノ議決ニ依リ之ヲ懲戒ス

計量士懲戒委員會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 計量士ノ懲戒處分ハ左ノ四種トス

一 譴責

二 千圓以下ノ過料

三 一年以內計量士ノ業務ノ停止

四 計量士ノ登錄ノ抹消

前項第二號ノ過料ヲ完納セサルトキハ商工大臣ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス

非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ執行ニ付之ヲ準用ス

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第十一條 計量士又ハ計量士タリシ者故
ナク其ノ業務上取扱ヒタル事項ニ付知
得シタル秘密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタル
トキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ
罰金ニ處ス
前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際引續キ一年以上度量衡其ノ
他ノ計量ニ關スル検査、調査、鑑定、證
明又ハ立案ノ業務ニ從事シタル者ハ本法
施行ノ日ヨリ六月以内ニ出願シタルトキ
ニ限り第二條第一項第二號ノ規定ニ拘ラ
ス計量士試験委員ノ詮衡ヲ經テ計量士タ
ル資格ヲ有ス

（一松定吉君登壇）

○一松定吉君 只今上程セラレマシタ計量
士法案竝ニ度量衡法中改正法律案ニ對シマ
スル提案ノ理由ヲ、極ク簡單ニ説明致シマ
ス

御承知ノ如ク時ノ進運ニ伴ヒマシテ、度
量衡器竝ニ計量器ヲ利用致シマスルコトガ、
日ニミタ盛ニナリテ參リマシタニ付キマシ
テ、之ヲ一々検査致ス所ノ機關ガアリマス
ケレドモ、國家ガ此多數ノ度量衡器竝ニ計
量器ノ検査ヲスルト云フコトハ非常ニ困難
ナ事情ガアルノデアリマスガ爲ニ、民間ニ
是等ノ證明及ビ検査等ヲ爲スベキ機關ヲ設
ケルト云フコトガ、最モ今日ノ時勢ニ適應
シタル施設ナリト考ヘルノデアリマス、此
意味ニ於キマシテ、提案ノ如キ方法ニ依リ
マシテ、計量士ト云フモノヲ拵ヘ、サウシ
テ度量衡竝ニ計量ニ關シマスル民衆ノ相談
ニ與カルコトヲ得セシメ、一面ニハ取引ノ
證明ヲシ、若クハ取引ノ正確ヲ期セシメル
ト云フヤウナ事ヲスルコトハ、最モ必要デ
アラウト思フノデアリマスガ故ニ、此計量
士法案提案致シタ次第デアリマス
既ニ計量士法ガ法律トナリテ裁可公布セ
ラレト云フコトニナリマスナラバ、度量

衡器ノ検査、檢定及ビ取締等ハ、計量士ヲ
シテ之ヲ爲サシメルト云フコトハ、至テ機
宜ニ適シタル處置ト考ヘマスガ故ニ、其意
味ニ於キマシテ、此度量衡法ヲ改正スル必
要ガアリマスカラ、之ヲ提案シタ次第デア
リマス、ドウカ御賛成アラント御願致
シマス

○副議長（小山松壽君） 質疑ハアリマセヌ

○作田高太郎君 兩案ハ一括シテ藤田若水
君外四名提出ノ中央卸賣市場法中改正法律
案外一件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ
望ミマス

○副議長（小山松壽君） 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○副議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタリ日程
第八、未成年者飲酒禁止法中改正法律案ノ
第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ
許シマス——長尾半平君

第八 未成年者飲酒禁止法中改正法律
案（長尾半平君外二十四名提出） 第一讀會
未成年者飲酒禁止法中改正法律案
未成年者飲酒禁止法中左ノ通改正ス
「未成年者飲酒禁止法」ヲ「飲酒取締法」ニ
改ム
第一條第一項及第三項中「未成年者」ヲ
「二十五歳未満ノ者」ニ改ム
第二條中「未成年者」ヲ「二十五歳未満ノ
者」ニ改ム
第三條中「第一條第二項、第三項」ノ上ニ
「第一條第一項ノ規定ニ違反シタル者（但
シ未成年者ヲ除ク）又ハ」ヲ加フ

○長尾半平君 提出者ノ一人ト致シマ
シテ、提案ノ理由ヲ簡單ニ御説明申上ゲマ

本法ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
（長尾半平君登壇）
○長尾半平君 提出者ノ一人ト致シマ
シテ、提案ノ理由ヲ簡單ニ御説明申上ゲマ

○山崎傳之助君 只今二十五歳未満ノ禁酒
法ヲ御提案ニナリマシタガ、是ハ申スマデ
モナク、未成年者禁酒法ノ延長デアリマス、
所ガ人類ハ總テノ生理學ノ上カラ參リマシ

ス、本案ハ大正十五年五十一議會ニ最初提
案セラレマシテカラ、五十二、五十四、五
十五、五十六、五十八ト、今回ヲ合セテ七
回此議場ニ現ハレタル所ノ問題デゴザイマ
ス、隨ヒマシテ其間幾多ノ論議ヲ重ネラレ
マシタモノデゴザイマスルカラ、茲ニ詳細
ニ其理由ヲ説明スルノ必要ヲ認メナイト思
フノデゴザイマスルガ、本案ハ御承知ノ如
ク大正十一年ニ法律トナリマシタル所ノ未成
年者禁酒法ヲ母法ト致シマシテ、之ニ改正
ヲ加ヘントスル所ノモノデアアルノデゴザイ
マス、即チ二十一歳ヨリ二十五歳マデ年齢
ヲ擴大致スト云フコトガ、本案ノ主ナル趣
旨ニナリテ居ルノデゴザイマス、何故二十五
歳マデニシタカト云フコトニ付キマシテハ、

是ハ科學的ノ基礎ニ基キマシテ、人體心身
ノ發達成長ニ對スル必要ナル時機ト認メマ
シテ、二十五歳マデ延長セントスル所ノモ
ノデゴザイマシテ、之ニ依テ軍隊ノ大部
分、全國ニ在リマスル所ノ青年團、男子青
年團、女子青年團ノ大部分及ビ學生ノ大部
分ヲ保護スルコトガ出來ルモノデアルト思
フノデゴザイマス、多分委員會ノ議ニ付サ
レルコトデモアリマセウカラ、其機會ニ於
キマシテ、提出者ヨリシテ詳細御説明ヲ申
上ゲル機會ガアラウト思フノデゴザイマス

ルガ、我國ニ於ケル所ノ二十一歳ヨリ二十
五歳マデノ、五百万ノ青年男女ノ心身ノ爲
ニ、最モ重要ナル關係ヲ有スル所ノ本案ハ
皆様ハ十分御審議ノ上ニ深甚ノ御考慮ヲ拂
ハレマシテ、何卒御賛成アラント切望
シテ已マヌ次第デアリマス

○副議長（小山松壽君） 本案ニ對シテ質疑
ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——山崎
傳之助君

（山崎傳之助君登壇）

○山崎傳之助君 只今二十五歳未満ノ禁酒
法ヲ御提案ニナリマシタガ、是ハ申スマデ
モナク、未成年者禁酒法ノ延長デアリマス、
所ガ人類ハ總テノ生理學ノ上カラ參リマシ

テモ、亦醫學上ノ上カラ參リマシテモ、此
成長ハ滿二十歳ヲ以テ境界ト致シテ居ルノ
デアアル、即チ滿二十歳ニ達シタナラバ、心
身共ニ完全デアリマス、腦髓、肉體總テ
モノハ完全デアリマス、故ニ我國ノ總テ
法制ニ於キマシテモ、例ヘバ民法ノ契約ノ
條項ニ於キマシテモ、亦徵兵令ニ於テモ、
皆左様ニ規定サレテ居ルノデアリマス、然
ルニ漫然ト二十五歳マデニ之ヲ延長スルト
云フ所ノ、其根本理由ガ分ラナイノデス、
私ハ只今長尾君ノ御演說ヲ半分バカリ拜聽
致シマシタガ、二十五歳マデニ之ヲ延長ス
ルト云フ根本原因ガ分ラナイ、思フニ是ハ、
只今ハ二十五歳ニシテ置ク、其次ハ三十歳
ニスル、三十五歳ニスル、四十歳ニスル、
五十歳ニシテ、隨テ我國ヲシテ酒無シ國ニ
スルト云フ御意思デハアリマスマイカ（拍
手）

私ノ調査致シタル所ニ依リマスレバ、我國
ノ所謂接客業者、客ニ接スル業務ニ從事シ
テ居ル所ノ藝者、娼妓、酌婦、女給、仲居、
斯様ナ者ヲ合シマスルナラバ、約百万人以
上アリマス、然ルニ其百万人ノ者ガ、百中
ノ約八十「パーセント」マデハ、是ハ二十五
歳マデノ者デアアル、而モ其職業ガ、日常客
席ニ侍ツテ酒ヲ御酌ヲスルト云フノガ職業
デアアル、然ルニ是等ノ者ニ對シテ果シテ、是
ガ實行出來ルカドウカ、恐ラク是ハ實行出
來得ナイモノト私ハ固ク信ジマス

凡ソ法律ト致シマスナラバ、強行性ガナ
ケレバナラス、強行性ニ乏シイ法律ハ、死
文死法デ、虛名空章デアアル（拍手）而モ國民
ガ法ヲ輕視スル所ノ傾向ヲ生ジテ、由々シ
キ問題デアリマス、此點提案者ノ眞ノ御意
見ヲ承テ置キタイ
ソレカラ我國ニ於キマスル酒ノ起原ハ、
是ハ原始時代カラ我國ニ酒ガアル、彼ノ天
照大神ガ天ノ岩戸ニ隠レ給ヒシ時ニ、諸
ノ神ガ岩戸ノ前ニ集ウデ、神前ニ酒ヲ酌ン
ダト云フ故事ガアル、其後豐受大神ガ五穀

ソレカラ一國ノ隆替興亡ハ國民ノ元氣ノ表徴デアル、酒ハ國民ノ元氣ヲ増スモノデアル、元氣旺ナル所ノ青年ニ、酒ヲ禁ズルモノト云フコトガ、青年ニ對シテ去勢ヲスルモノデハアリマスマイカ(拍手)(ノー)(ー)(ー)併シ「ノー」デアリマセウカ、私ハ酒ヲ飲メト獎メテ呉レトハ申シマセヌ、自由放任ヲ爲サルガ宜シイノデス、如何ニ法制國ナリト雖モ、總テノモノヲ法律デ縛テシマヒマシテ、而シテ今日自由ヲ愛スル所ノ國民ニ對シテ、何モ彼モ法律ヲ以テ制限スルトハ何事デアルカ(拍手)昔カラ英雄豪傑ト稱サレルモノハ、總テ皆酒ヲ飲ンダノデアアリマス、外國ニ於テハ「ナボレオン」、我國ニ於テハ豐臣秀吉ヲ初トシテ、彼ノ盡忠類ナキ赤穂浪士ノ如キハ、殘ラズ酒ヲ飲ンダノ

政のカラ申シマスルナラバ、若モ二十歳以上、二十五歳マデノ五百万人ニ酒ヲ禁ジテ、之ヲ強行致シマスルナラバ、約三千万圓以上ノ缺陷ヲ生ジマスルゾ、之ヲ如何ニ致スノデアリマスカ、左様ナコトハナイト仰シヤルノガ提案者ノ理窟デアル、左様ナ點ニ付キマシテ、提案者ガ能ク御考慮ニナッテ居ルカドウカ、私ハ其點モ長尾君ニ御伺フ致シタイ、ソレカラ又酒ヲ飲ム者ハ、或ハ低能デアルトカ、或ハ酒ヲ飲ンデ喧嘩ヲスルトカ、色々ナ難癖ヲ付ケテ居リマスルガ、左様ナコトハアリマセヌ、酒ハ榮養物デアリ、不消化物デナイト云フコトガ、今日學

者ノ定詞デアリマス、御酒タント飲メ豚程
肥エル(笑聲)酒ヲ飲ム奴ハ豚程肥エル、是
ハ榮養物デアルカラデアリマス、榮養物デ
スカラ豚程肥エルノデアリマス、故ニ總
テノ點デ……(發言スル者多シ)ドウカ彌
次ラナイヤウニ、彌次ルト演説ガ碎ケマ
ス、酒ヲ飲ムト或ハ腦髓ガ惡クナルト申シ
マス、酒ヲ飲ンデ腦髓ガ惡クナルヤウナ者
ハ、初メカラ頭ガ惡イノデアル、酒ヲ飲ン
デ喧嘩ヲスルト言ヒマス、暴レルト言ヒマ
ス、此議場ニ於テハドウデス、酒ヲ飲ム者
ヨリ飲マザル者ガチツ餘計デアリマス、僕
ナドハ暴レタコトハナイ、酒ヲ飲ム者ヨリ
モ飲マザル人ガ一層亂暴ヲ致シマス、ソレ
ハ人間ノ感情ノ激シタ時ニハ、酒ヲ飲ムト
力、飲マヌト力、云フ差別ガアルモノデハア

尾君、毎年及此祭、出於

ソレカラ第二ニ御尋致シタイノハ、今日

氣衝天ヲアリマス 又前遊洋々ヲアリマシ

テ、霸氣ニ富ミ、尊敬ヲ拂ハナケレバナラヌ人デアリマス、其人達ニ對シマシテ、彈壓の國法ヲ以テ之ヲ屈從セシメヨウト云フコトハ、其青年ノ思想上ニ及ボス影響ハ甚大デナクハナイノデアリマス、即チ思想ヲ惡化スル誘導ヲ爲シハナイカ、之ヲ御聽キシタイノデアリマス

第五ハ教育ノ進歩ト世運ノ進行ニ順應致シマシテ、政府ハ御承知ノ通り市町村制改正法律案ヲ本會ニ提出セラレマシタ、二月ノ十日ヲ以テ本會ニ於テ是ガ一讀會ヲ經マシテ、貴族院ニ送付セラレタノデアリマス、此兩院ヲ通過シ、或ハ樞密院ヲ經マシテ、此改正案ハ來ル昭和八年ノ總選舉ヨリ之ヲ實施セラレルコトハ明カナルコト、私ハ思フノデアリマス(簡單々々ト呼フ者アリ)國家法律上立派ナ資格ヲ與ヘラレタル所ノ青年ニ對シマシテ、光輝アル名譽ヲ蹂躪セントスルガ如キハ、時世ノ逆轉デナイノデアリカ、ドウカト云フコトヲ聽キタイノデアリマス(簡單々々ト呼フ者アリ)暫ク御辛抱ヲ願ヒマス

第六ハ飲酒ハ法律ヲ以テ強要スルモノデハナイノデアリマス、自己ノ自制自覺ニ依リマシテ、衛生保健上宜クナイト思ヘバ飲マナイデモ宜イノデアリマス、理解力ノ充實セル所ノ青年ヲ輕侮シ、差別待遇ヲ爲サントスルガ如キ法律ハ、必要ナイデハナイカト思フノデアリマス、禁酒ノ如キハ社會教化ノ力ニ俟ツベキモノト信ジマス、敢テ國法ヲ藉リマシテ、之ヲ強要爲サントスル提唱者ノ眞意ガ何處ニアルカ、之ヲ御尋致シタイノデアリマス、尙ホ其他數項アリマスケレドモ、簡單ト云フ御説ガアリマスカラ、何レ又委員會ニ於キマシテ其意見ヲ述ベヨウト思ヒマス、是デ終リデス

○長尾半平君 只今平野君カラノ御質問モアリマシタシ、山崎君ヨリモ御質問ガアリマシタケレドモ、私ハ委員會ニ於テ適當ニ

御説明ヲ申上ゲル機會ガアラウト思ヒマスカラ、唯極メテ簡單ニ平野君ノ御質問ノ一二ノ點ニ付テ御答申上ゲテ置キマス

是ハ數回此議場ニ現ハレタガ、何レモ否決サレタト云フ御言葉ガアリマシタガ、是ハ事實ト違フテ居リマス、或ル場合ハ本會議ニ於テ壓倒的多數ヲ以テ可決セラレタコトモアルノデアリマス、唯時日ナカリシ爲ニ、貴族院ニ送付スルコトノ出來ナカッタコトハアリマシタ、又或ル場合ニハ委員會ニ於テ可決セラレテ、本議場デ否決セラレ、又其他幾多ノ經過ハ持テ居ル所ノモノデアリマスガ、唯事實ノ違ヒダケヲ申上ゲテ置キマス

ソレカラ外ニ、御質問ノ要點ハ幾ツモアリマシタガ、年齢ヲ二十五歳ニスル必要ハナイ、二十歳デ澤山デアル、心身既ニ發達シテ總テノ能力ヲ持テ居ル者デアル、ソレニ絡ンデ幾多ノ御話ガアッタノデアリマスガ、是ハ種々ノ能力、年齢ト云フモノハ、其對象目的ヲ以テ區別シテ考ヘナケレバナラヌモノデアリマスカラ、或ハ法律ニ關係致シマシタコトハ、二十歳トスルコトガ出來テモ、禁酒ノ問題、是ハ昨日カラ申上ゲタヤウニ、心身ノ發達ガ科學的ノ判斷ノ基礎ニ於キマシテ、二十五歳ト致シタノデアリマスカラ、ソレ以上ヲ申上ゲルコトハ、御互ニ意見ノ相違デアリマスカラ、是ハ委員會ニ議テ十分御説明ヲ申上ゲタ方ガ宜カラウト思フノデアリマス

ソレカラ教化ノ方法ヲ以テスベキモノデ、法律ヲ以テスベカラズト云フ御議論、是ハ一應御尤ナコトデアリマスガ、是ハ教化ノ方法ヲ以テ、今日マデヤリ來ッタ世界各國ニ於テ、到底是ハ出來ナイト云フコトヲ體驗致シマシテ、曩ニ米國ニ於キマシテハ、十數年前ニ既ニ之ヲ憲法ニ於テ制定致シタ位ノ大問題デアアルノデゴザイマスカラ、是ハ私十分委員會ニ於テ御説明ヲ申上ゲタイト思ッテ居リマスカラ、總テ委員會ニ議リマシ

テ、私ハ此處デ簡單ニ御答ヲ申上ゲテ置キマス(拍手)

○副議長(小山松壽君) 大石倫治君——大石君ハ此席ニ居ラレマセヌ、仍テ質疑ハ終了致シマシタ

○作田高太郎君 本案ハ三宅磐君外十名提出、公娼制度廢止ニ關スル法律案ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小山松壽君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○副議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○作田高太郎君 日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、即チ此際議事日程ノ順序ヲ變更シテ、日程第六十乃至第六十二ヲ繰上ゲ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小山松壽君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○副議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第六十乃至第六十二ハ同種ノ議案デアリマス、一括シテ議題トナスニ御異議アリマセヌカ

○副議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、日程第六十、關稅定率法中改正法律案、日程第六十一、關稅定率法中改正法律案、日程第六十二、關稅定率法中改正法律案、此三案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、順次提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、提案者今井健彦君

第六十 關稅定率法中改正法律案(川島正次郎君外九名提出) 第一讀會

關稅定率法中改正法律案

關稅定率法別表輸入稅表中左ノ通改正ス第十八號ヲ左ノ如ク改ム

一八 高 梁 每百斤 〇・五〇

第十九號ヲ左ノ如ク改ム

一九 玉蜀黍 每百斤 一・五〇

第六十一 關稅定率法中改正法律案(本田恒之君外五名提出) 第一讀會

關稅定率法中改正法律案

關稅定率法別表輸入稅表中左ノ通改正ス第十八號ヲ左ノ如ク改ム

一八 高 梁 每百斤 〇・五〇

第十九號中「〇・三〇」ヲ「一・五〇」ニ改ム

第二十二號第四項甲中「一・八〇」ヲ「三・六〇」ニ、乙中「三割」ヲ「六割」ニ改ム

第六十二 關稅定率法中改正法律案(淺川浩君外四名提出) 第一讀會

關稅定率法中改正法律案

關稅定率法別表輸入稅表中左ノ通改正ス第五十三號中「三・六〇」ヲ「五・五〇」ニ改ム

第五十四號中「三・三〇」ヲ「五・五〇」ニ改ム

第五十五號第一項中「一・三・四〇」ヲ「五・五〇」ニ、第二項中「八・三〇」ヲ「二・〇〇」ニ改ム

第二百十七號ヲ左ノ如ク改ム

二一七 カゼイン 每百斤 二二・五〇

○今井健彦君 簡單デアリマスカラ、此席カラ發言ヲ御許ヲ願ヒマス

○副議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス

○今井健彦君 本案ハ此理由書ニ明カデアリ通リデアリマス、詳細ハ委員會デ説明致シマス

策ニ依テ自國産業ノ保護進展ヲ策スルハ必然ノ勢アル、此潮流ノ中ニ於テ我國ノミ
單リ超然タル譯ニハ參ラヌノデアリマス、
特ニ我國農村ノ現狀ヲ見マス、疲弊困憊
實ニ其極ニ達シテ居ルノデアリマシテ、此
點カラ見マス、農産ニ關係ノアル所ノ品
物ノ輸入品ノ關稅引上ヲ策スルト云フコト
ハ、農村救済ノ第一義ト謂ハナケレバナラ
ヌノデアリマス(拍手)今我國ニ於ケル澱粉
及ビ之ヲ原料トスル所ノ餉ノ生産額ヲ見マ
スト、一年約四万噸デアッテ、來月六カラ
ハ更ニ其産額ヲ増シテ、十萬噸ニ至ラント
スル情勢ニナッテ居ルノデアリマス、而シテ
是ガ原料ハ農家ノ重要收入ノ一ヲ成シテ居
ル所ノ馬鈴薯及甘藷ニ俟ツモノデアリマ
ス、然ルニ高粱及ビ玉蜀黍ニ對スル
現行關稅ノ率ハ極メテ低イデアッテ、滿
洲、亞米利加方面カラ輸入セラル、高粱、
玉蜀黍ノ原料品ニ壓迫セラレテ、我國ノ農
家ノ甘藷馬鈴薯栽培ト云フモノハ、全ク窮
地ニ陷ッテ居ル狀態ニナッテ居ルノデアリマ
ス、是ガ爲ニ私共ハ正ニ倒壊セントスル所
ノ農村ノ救済ノ爲ニ此關稅ヲ改正致サント
スルモノデアリマシテ、其内容ハ別表ノ輸
入稅表中改正ヲ行フモノデアッテ、第十八號
ヲ左ノ如ク改メマス、高粱每百斤五十錢デア
リマス、第十九號中三十錢トアルヲ一圓五
十錢ト改ムルノデアッテ、第二十二號、第四
項甲中、一圓八十錢ヲ三圓六十錢ニ、乙中三
割ヲ六割ニ改メルノデアッテ、何卒農村救済
ノ爲ニ微力ヲ盡シツ、アル私共ノ提案ニ、
滿場ノ御賛成アラントラ切ニ希望致シマス
○副議長(小山松壽君) 手代木隆吉君
〔手代木隆吉君登壇〕
○手代木隆吉君 簡單ニ提案ノ理由ヲ説明
致シマス、本法律案ハ所謂乳製品ノ關稅引
上ニ關スル所ノモノデアリマシテ、乳製品
ノ中「バタ」「チーズ」「カゼイン」「煉乳」「粉乳」、
此五種ノ關稅ヲ議案ニ記載シテアリマス所
ノ率ニ引上ゲヨウト云フノデアリマス、御

承知ノ通り、我國ノ有畜農業ハ數十年間官
民ノ努力ニ依ッテ、今日ノ域ニ達シタノデア
リマス、此有畜農業ガ如何ニ我國ノ農業政
策ノ上ニ重要ナルカト云フコトハ、今更
辯明ノ要ガナイト考ヘルノデアリマス、隨テ
此乳製品モ漸次發達ヲ致シマシテ、我國ニ
於テ此乳製品業ノ獨立ヲ見ルニ至ッタノデ
アリマスガ、財界ノ不況以來此乳製品ノ業
務ニ非常ナ打撃ヲ來シマシテ、特ニ此原料
乳ノ製造者タル農民ガ、其收入ヲ半減セラ
レルヤウナ有様ニナッタノデアリマス、現在
一升ノ原料乳代ガ五錢乃至六錢位デ普通デ
アリマスナラバ、少クモ十一錢乃至十四錢
位ノ市價ヲ保タナケレバナラヌノデアリマ
スガ、左様ナ狀態ニ在ルノデアリマス、隨
テ之ヲ救済スルガ爲ニ、今日輸入原價ト國
産原價トノ差額ニ相當スル所ノ關稅ヲ引上
ヲ致シタイト思フノデアリマス、詳細ノコ
トハ委員會デ説明ヲ致シマスガ、何卒此法
案ノ成立ニ滿場ノ御賛成アラントラ御願
致ス次第デアリマス(拍手)
○副議長(小山松壽君) 質疑ハアリマセヌ
○作田高太郎君 三案ヲ一括シテ政府提出
關稅定率法中改正法律案ノ委員ニ併セ付託
セラレンコトヲ望ミマス
○副議長(小山松壽君) 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマス
○作田高太郎君 殘餘ノ日程ヲ延期シ、本
日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス
○副議長(小山松壽君) 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次回ノ
日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ
是ニテ散會致シマス
午後四時四十四分散會

衆議院議事速記録第二十四號中正誤		
頁	段	行
六〇二	四	六
此段御報告		此段謹ンデ
御報告		正

